

どうということじゃありません。そこで、そういう中で農協法の改正が論議されて、そういう中ではいろいろ考えますと、政府はこの財政金融面において、金融政策において、都市サイドを非常に重点的に考えておるんじゃないか、本来の農業についてはもちろん近代化というような形で推進する形が盛られておられますけれども、本来予算上見た場合に、都市サイドに重点が置かれておるような感じがするんです。この点はこういうように大臣考えておられますか。

○国務大臣(倉石忠雄) 昭和四十五年度予算の中の一般会計の中に占めております農林関係の予算は御存じのように九千七百七十七億、前年度の当初予算に比しますと金額で千五百十二億、国全体の予算の伸びは一・八%であります。農林予算は一九・七%、若干一般より伸びております。私もといたしましては、この国の予算の中に占める全体の比率も、前年度から一・四%から一・五%と上昇いたしておるわけであります。最近の農業及び農業を取り巻く非常にむずかしい諸情勢に対処いたしまして、農政に十分重点を置いて所要の予算額を確保し得たと私も考えておるのであります。私もといたしましては農政のより一その強化につとめてまいりたい、このように考えておるわけであります。

○向井長年君 大体いま都市サイドにある程度重点を置いているのではなからうかということに私は申し上げたのですが、大体昨年からとこと比較いたしますと、まあ道路とか港湾とか住宅、生活環境その他を入れて農林予算の場合一九%程度ですね、増額になっておるのじゃないか。それから山治水あるいは農業基盤整備等、本来のこれに對しましては一六%程度の伸びである、こう数字がなっておるかと思うのです。そういう中から本来のほうにやはりもっと力を入れていかなければならぬのじゃないか、こういう立場から都市サイドに重点が置かれておるのじゃないか、これは二つを追っているような感じがするのですよ。したがってこの点本来の農業行政という

立場でやはり予算を見なければならぬのじゃないかというところに私はいまの質問をしたわけでありまして、もちろん昨年度から考えますと相当増額していることはわかるのです。われわれはそういう意味で非常に二つを両面してやらなければならぬにいたしまして、両面を追うとどちらの中途はんばになるというのを憂えて、いま重点的にやはり農業政策という立場に持つていかなければいかぬのじゃないか、こう思うわけでございます。そういう意味から質問を申し上げたのですが、この点はいま大臣が言われた答弁とちよつと違ふのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄) 政府の四十五年度予算に對処いたしました姿勢をごらんいただきまして、まあ米の生産調整もやらすして、ああいうことをいたしますけれども、その他のことにつきましては、たとえば構造改善関係あるいは圃場整備等従来どおり、あるいはものにしましては従来よりも増加率を多くして農業予算を確保いたしておるのであります。政府はしばしば説明をいたしておられますように、わが国の必要欠くべからざる農作物についてこれは自給度を維持していくというところに全力をあげておるのであります。特に森林、海岸等の予算につきましてもごらんのとおりにかなり私は努力をいたしておるのであります。まして、政府自体といたしましてはそういう面にかんがりの力を入れているということを御了解願いたいと思ひます。

○向井長年君 力を入れてないと私は言っているのじゃなくて、都市サイドのような道路、港湾とかそちら方面に相当な力を入れておられて、本来の農業基盤整備、その他につきましては、若干予算的に見て、それとも比較するならば、若干薄いのじゃないか、こういう意味でこの問題も取り上げたわけでございますが、まあその問題もそれくらいでけっこうでございます、時間がございますから。

そこで特に、第二番目の問題といたしましては、農業就業人口もどんどん減りつつござい

す。あるいは農地も都市化で他に転用されつつある状態でございまして、農業の近代化、特に投資効率は高まるであろうが、政府は長期の見通しに立つた計画というものをみずからやはり持たなければならぬと思うのです。というのは、まあ言うならば未来像ですね、ビジョンと申しますか、これをまず示すことによつて、農業者はもちろん全国民からも理解をされるとき同時に協力体制がとれるのじゃないか。ところが、政府はこれに對して具體的なビジョンというものを示されておらない。これはやはりどう理由であるか。おそらく離農者がとどまつてしまつて、あるいは農業に逆流することを避けて、まあ悪く言うならば戦術、戦術という配慮から考えられておるのか、それとも全くビジョンや計画を持っていない、まあ言うならば悪く言えば場当たり的な態度であるのか。あるいは、もう一つは、一部に反対があるように、農民の首切りだ、あるいは独占資本の利益に奉仕するんだと、こういうことで反対運動をおそれてそういうものを示さぬのか、まあ二つ、三つこういうようなことを私は考えられると思うのですけれども、その点は大臣、どう考えておられますか。

○国務大臣(倉石忠雄) 私ども「総合農政の推進について」でも申しておりますように、いまの一般的、社会的、経済的情勢の変化の中で農業といふものをどのように位置づけるかという考えは「総合農政」の中で申しておるとおりでございます。

で、私もといたしましては、しばしば申し上げておりますように、農業をそれ自体、米の生産調整は必要やむを得ざるものとしていたしますが、さらにそれにかわるべきいわゆる選択的拡大の方向で自給度を強化してまいりたいというたてまえのもとに、やはり農業それ自体が、農業を取りまくいろいろなむずかしい諸情勢の中で農業というものが近代化的経営にできるだけ移されるように努力するために種々の方策を講じまして経営規模の拡大をいたしてまいりたい。その経営規模を拡大していくことによりまして自立経営農家をある程度育

成できるでありましょう。しかし、長期的に見てかなり長い年月が国においてはやはり兼業農家が存在いたすことは否定できません。したがって、そういう方々をも糾合いたしまして集团的な営農をやつてまいりたい。同時にまた、御自分が農業から他に転業したいと考えるものは、それができやすいような、あるいは農業者年金制度その他、または農協が委託経営をするとかというふうなもろもろの手段を講ずることによつて農家としての所得をその面で増進すること。または、他に転職しやすいように仕向けてあげるなどの方策によりまして農業をそれ自体が、いまわが国の農業を取りまく国際的な影響等も考慮いたしまして、やはり体質をしっかりとしたものにするべきではないか。こういう眼目は向井さんも御理解いただけますように、私はやはり農業それ自体の経営体質をしっかりとしたものにするべきではないかというねらいがそこに集約されて出てきておるわけでありますので、私は地方を歩きまして、まあ農林省などでも一年に何回かの若いあと継ぎの御夫婦たちに集まつてもらつて、その経験談等を聞く催しをいたしておりますが、そういう若い階層の後継者が非常に楽しみを持って前途に光明をみずから描きながらそれに精進、努力している方々がかなりあります。

私もといたしましては、農村の社会環境の整備等を含めてそのような後継者を育成してまいりたいということが絶対に必要である。これがやがてわが国の農業の中核にない手となつて育つてもらうように仕向けてまいりたい、こういう考え方でありまして、私もといたしましてはいまの変転する社会情勢の中で農業といふものはしっかりとした基盤を持つ一つのりっぱな経営として成り立つように育ててまいりたい、こういうわけであり

○向井長年君 そこでですね、国民はその政府の方針や政策が民主的で合理的なものならば協力をすると思ひますし、また理解も深まるわけでありまして、そういう中で政府の信するところの構想

をやはり国民に明確に出して私は理解を求めるべきだと思ひます。したがってこの点につきましては、ひとつ要望として申し上げておきたいと思ひます。

それから具体的に若干のこの法の改正の具体的な要件につきましてお聞きいたしますが、農地法改正は農業構造を近代化するために農業経営の規模を拡大するよう農地の権利流動化をはかるためと、こういうように私考するわけであります。そうである。したがって、そうなるまいりますと、農地法は流動化を押さえている規制的な事項を緩和するにすぎないのじゃないか、こういうふうに思ふわけであります。

そこで要は、流動化を具体的に推し進めるその政府の施策がまず先行しなければならぬ、先行しなければならぬのじゃないかと思ひますが、政府はこの先行させるべき具体案を、具体的な策を持つておられるのか、こういうことを私はお聞きしたいんです。これは特に大臣じゃなくともけっこうでございますけれども、一応この点いかがでございますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) たいへん大事なことを御指摘になったと思ひますが、私もどなたもいたしましても農業を営んでおられるそれぞれの個人が、自分の立場をお考えになるという方もありましよう。そして自分はこの環境に立っている。そこで規模を拡大して自立経営の農家を目指したい、こういう考えの方もありましよう。または現にいま八〇%近くを占めておる兼業農家の方々、まずもつてその集約的なものに参加して、そして自分の持つておる面積の耕地をそこに提供することによってある程度の農業収入を得ると同時に、自分の余剰の労働力をもって他産業で所得をふやしたいという考えをお持ちになる方があつてありましよう。しかし私もどなたもいたしましては、先ほど申し上げましたような方向を示すことによつてそれぞれの方々の御選択があるだろうと思ひます。また農業団体等もそれに十分協力なさるでございます。

私はそういうことを考えてみますという、もちろんこの各個人に対していろいろすすめるということは政府にはなかなかそういうことはありましましけれども、農業団体その他と協力いたしましていま政府が考えております方向にどのようになつていくかということをやはり農業団体その他を通じて奨励してまいることが必要ではないか。そうして究極においては私どものねらつております方向を打ち立てたい。たとえば四十五年度予算で御存じのように大型農道等の建設を始めた。ああいうようなことにつきましても、こういうものはどういふ効果を将来地方の農村に及ぼしてくるかということはおわかりいただけるわけでありますから、そういうことを考えてみますという、いま申し上げましたような方向で私どものねらつておることをだんだん実現してまいりたい、こう考えております。

○向井長年君 まあやはり政府自身が具体策を、やはり一般のそういう農業団体等の意見も聞き合せて樹立すべきじゃないかと思ふんですね、まず。そういう形ではやはり指導性を持つていかなければ、その問題は、ただいろいろ諸君がそれぞれ考えておることだけではだめで、私は、本来の方向の目的を達することはできないんじゃないか、こういう意味で、この具体策がまず先行しなきゃならぬ、こういうことを申し上げたわけでありま。

なお、もう一つ、農地保有合理化法人というもののにつきましては、これは特に農地階において公社をつくらせようとするものであると思ひます。これは公社が積極的に事業を推進しない限り、実行は期されないのでござい。政府は県公社の設立について、これまでどんな対策を持つておられるのか。あるいはまた、各県の公社が国の統一ある農政の方向に沿うように、それぞれの県の実情に合わせて事業展開をさせなきゃならぬと思ひます。この方針について、どういふ方針を持つて臨もうとおられるのか、ひとつお聞きいたしたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 今回の農地法の改正によりまして、農地保有合理化法人につきまして農地の取得を認めるということにしたわけでござい。まず、すでに先ほど御指摘がありましたように、県の公社がほぼつづつてきております。すでにできましたものが八つござい。準備中なり、そういう公社をつくらうという方針の県を合わせまして約三十六県ござい。そこでわれわれといたしましては、本年度の予算です。に財政上の措置を講じておまして、こういう公社が売買をやりまする場合の事業経費の補助を三分の二の補助をもちましてやりたいということ。で、本年は、来年の一月から事業開始を考えております。のでまだこの金額は約三千九百九十万円でございますが、四十六年度からは大幅にこれを拡充したいと考えております。それからまた、公社をめぐります税制上の問題がいろいろ出てまいりますので、それにつきましても、たとえば譲渡所得税については軽減をはかる、あるいは登録免許税についても軽減をはかるということ、いろいろ税制当局とも折衝いたしまして、大体そういうめどをつけておる段階でござい。

そこで、こういう公社の運営の問題でござい。すが、これは地域によりまして非常に運営の実態が違ふと思ひます。たとえば岩手とかそういう過疎地域を含めたような地域、あるいは都市近郊の地域によりまして運営の実態が違ふと思ひますけれども、その地域それぞれの実態に應じましての経営規模の拡大をはかるような方向をとらしたいというところで、われわれといたしましては、政令なりその他指導方針といたしまして、経営規模の拡大、農地の集約化、それからその間にありまして農用地を造成していくというような方向をやはり具体的にきめまして、実施基準を明確に示しまして指導をしていきたいというふうに考えております。

○向井長年君 一定の地域で、特にこの農地保有合理化の事業として農業委員会があるわけですね。それから農業青年基金があり、そして今度

は公社があると、こういう形で非常に入り乱れておるわけなんです。というか、それぞれの機関があるわけでありま。農協法の改正においても、農協を農地保有合理化法人に指定するという、その能力を付与せしめることによるわけでござい。すが、一定の地域でこういうふうな、農協なり、農金なり、あるいは公社なり、農業委員会なり、こういう四者入り乱れて保有合理化の事業を行なうということになってくると、統一性という、これを欠いてくるであらう、あるいは、構造政策としては好ましくない状態があらわれくるんじゃないかという感じがしますが、政府はこの辺をどう調整するか、あるいはどう整理しようとしておられるのか、この点、それぞれ地域において実情も違ふと思ひますけれども、この点はどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のとおり、この事業が、各団体がばらばらにやるといふことは、決して望ましいことではないと思ひます。基本的な考え方としては、できるだけ競合をすることは避けるべきであると考えております。そこで、あるいは昨日の御質問もあつたわけでござい。すが、われわれといたしましては、県の公社がやりま。事業は、やはり一つの市町村だけではできないような大きな規模の事業を念頭に置きまして、県の公社の活動を期待したいというふうに考えております。それから末端の段階になりますと、ただいま御指摘のように、農協それから市町村、両方がこの事業をやるということになっておりますが、この点につきましては、農業振興地域の整備法によりまして、その町村が中心になりまして農村における整備計画を立てます。この整備計画の中で、農地保有合理化事業を進める方針を立てるわけでございますが、この場合に、事業主体を町村にするか、あるいは農協にするかをきめさせていただきます。聞々、どちらがやるか、なかなか調整がつかぬ場合は、これは最終的には知事に調整させるということを考えております。なお、農業委員会という御指摘もあつたわけで

ございますが、すでに農業地域振興法が成立しました際に、あの法律にもありますように、農地の権利移動の円滑化をはかるための、農業委員会のあつせん事業ができるということになりまして、五千数百万円の予算をこしらへつけております。この農業委員会のあつせんを、市町村なり、農協の買入れと結びつけて考えたいということ、交通整理をしたいと考えております。

それからもう一つ、農業者年金基金は、御承知のように離農者の土地の買入れ、あるいは年金の資格者に対する融資ということでございますので、これは離農者に限られておりますので、おのずから、その辺の調整がついてくるということだと思ひますけれども、なお、この事業の具体化に従ひまして、末端における調整は十分配慮をいたしたいと考えております。

○向井長年君 まあそれぞれ一つの任務を持ち、範圍があると思ふんですけれども、必ずこれはやはり問題が起る要素だと思ふんです。したがって、最終的には知事にその調整をしてもらう、こういうことでございまして、知事にそれをさすという権限は、どういうかっこうでそれをやるのですか。

○政府委員(中野和仁君) これは法律にもございしますように、「営利を目的としない法人で政令で定めるもの」ということになってございます。この政令でそういう方向を明確にしたいと考えております。

○向井長年君 県公社の問題について、これはやはりあれですか、各府県にこれの一つそれぞれつくらせる予定ですか。いま三十何県と言われましたが、そういう予定でいま進めておられるわけですね。これは範圍が、ただ一地域だけじゃなくて、広がるということが明確になっておられるのですか、そういう範圍ですね。

○政府委員(中野和仁君) 県公社は、国のほうで強制的に各県につくらせるつもりはございせんけれども、やはり各県が実情に応じて、経営規模の拡大のために県が間に入りまして、いろいろ土

地の売買あるいは賃借をやつていきたいという希望が非常に強いものですから、多くの県ではこれができてくるだろうと思ひます。ただ、たとえば、東京とか大阪とか、そういうところではこれはおそろくできないというふうに考えております。

ただ、いまの地域の問題でございまして、これは県公社でこういう事業を開始しますと、一応事業範圍は、農業振興地域に限ってやらせるつもりでございまして、その振興地域は、法律の施行が順次進んでまいりますと、全面的に広がりますので、大体農業地帯につきましましては県公社がこの事業を行なうことになるかと思ひます。具体的な事業になりますと、全部の町村全部入り込むということとはなかなかできない。やはり重点的に、町村との話し合いをずっと続けながら、農業委員会のあつせんも加えながら、重点的にやつていくということになるかというふうに考えております。

○向井長年君 もう一点、小作地の所有制限についてでありますけれども、いま一ヘクタールというところで所有の拡大を認めておる、こういうことでございまして、実際、田畑を入れますと、自作農の標準としてわれわれが知る範圍におきましては、一ヘクタールでは非常にこれは少ないじゃないか、したがって一・五ヘクタール程度が一応標準になるのではなからうかと、こう思ふのであります。そういうことからこの問題につきましては、特に中間的な自作農の、この決断がしかねると思ふんです。そういう意味で、特に一ヘクタールという限度を持たれたこの理由はどこにあるのか、あるいはまたこれが一・五ヘクタールという形にしてはまずいのか、この点をお聞きしたい。特にこれは若い、すぐれた青年諸君がほんとうに百姓に打ち込もう、こういう諸君が意欲を持つならば、それくらいはやつぱり耕作したい、こういう希望もあるかと思ふんです。そういう中で一ヘクタールと限度を持たれたのは那邊にあるのか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(中野和仁君) 小作地の所有制限を一

ヘクタールと置いておりますのは、これは農地改革の当時、耕作をしないで所有できる面積を在村地主に限定した、したがひまして不在地主であればこれは認めないということでございます。その点につきましては、いま先生の御指摘があつたわけでございまして、これはあくまで耕作をしていないものの所有をどこまで認めるかという問題でございまして、今度の改正案におきましては、離農者につきましては、初めて不在地主になりました。一ヘクタールまで認めるということにしておるわけでございまして、ただ、いまの御指摘のように新しく青年が農業をやりたいといった場合、これは耕作をするわけでございまして、この一ヘクタールという制限は何らございせん。今度の改正案によりまして、農地の取得を五アールを越えれば許可をするということにいたしております。その青年の能力が三ヘクタールやれるのであれば、これは三ヘクタールの農地の買入れ、あるいは借り入れということは当然できるわけでございまして。

○向井長年君 それを言っているんじゃないんです。いわゆる貸したい人が、不在地主といいますが、貸したい人が一・五ヘクタール持つておる、それを全部貸そうとしても結局一・五ヘクタールだけ残るわけですよ。そうすると一・五ヘクタール持つていてもしかたがないから全部貸したい、借りる人は一・五ヘクタール借りたい、こういう現象が起るではないか。そういう場合、この一ヘクタールだけでは、この制限では、規制では少ないんじゃないか、こういう意味を言っているわけなんです。

○政府委員(中野和仁君) やはり農地法の原則といたしまして、耕作しないものが土地を無限に持つておるということは、われわれ避けるべきだといふふうに考えております。この点は、改正案におきまして同じ考え方をとつております。そこで先ほど申し上げましたように、この原則、一ヘクタールという所有制限を変えなかつたわけでございまして、ただ政策的な観点から農協に

経営を委託する場合、あるいは農業生産法人に土地を貸す場合、それから農協の共同利用施設等に貸す場合、こういう特別の場合には制限なしに貸し得る、こういうことにいたして、農地法の原則であります耕作者が土地は持てないということとの調和をはかつたわけでございまして、単に個人が土地を幾ら貸しておつても持てるということは、やはり農地法のたてまえから避けるべきだと考えております。

○向井長年君 農地法、農地法と言つけれども、農地法はもうくずれているんですよ。過去の農地法はくずれている。そんな中途半ばなことは言わなくてもいいと思う。実際の小作農にいくのがたてまえであるし、それに対して、現状、やはり一・五ヘクタール程度は大体今日まで持つていて、そういう諸君が一・五ヘクタールを貸したいと、こういう場合、一だけ貸して一・五だけ自分で耕作しなければならぬということは半ばじゃないか。話は小さくなりますけれども、そういう意味で意欲を持った青年が一・五ヘクタール耕作したいというならば貸してもいいじゃないか、こういう意味で私はいまこの意見を言つておるわけなんです。あまり農地法、農地法と言つて何のためにこんなを出しているのですか。過去のものはそのままでもいい、現にくずれてきているんだ、そういう農家の耕作者、自作農自体は、これはたてまえとしてとるにいたしたんですが、これもやはり過去の問題からきめたんですか。

○政府委員(中野和仁君) おことばを返すようで恐縮でございますけれども、やはり農地法がくずれておると言われる面でございますが、その点は確かに賃貸借の關係ではかなり私も率直に申し上げまして、くずれかかつておると思ひます。いまの不在地主は認めない、在村地主は一ヘクタールまで認めるという原則は厳重に貫かれておると思ひます。現に現行農地法におきましても、不在地主の土地を買収したい。在村地主は一ヘクタール

をこえる場合には国が買収しておるということで、年々若干でございすが、数百ヘクタールは国が買収しておるといふ現状でございすが。そういう点は、繰り返して恐縮でございすが、できるだけ、やはり農地法のたてまえは守って、できるだけ耕作者の土地をつぶすべきではないというふうに考えます。

○向井長年君 それから零細の、言うならば小さい農家でございすが、三反、五反とか、こういう農家がある程度、相当あるわけでございすが、けれども、こういう農家の取り扱いについて、やはり意欲を旺盛にして、それから技術習得をさして高い農業者の農地の集中化というものが必要ではないかと、こう思うのです。したがって、言うならば、たとえばその地域においての共同化といひますか、そういう方向に今後しなければならぬのじゃないか、そういう方向をたどっていかなければならぬのじゃないか。そういう場合に、そういう農家に対して政府が自創資金制度とか、それから生産法人とか、一般的の施策はあるわけでございすが、これに対して、具体的に重点的に施策を講じなければ、こういう諸君は貧乏がますます増殖をしていく。したがって、これに対しては地域集団の申しますか、共同化的な方向をたどらすべきではないか、こういう点について政府はどう取り組むお考えでございしますか。

○政府委員(池田俊也君) いまお話をありましたように私も実は考えておるわけでございします。もちろん自立経営農家というものは育成したいという方向であるわけでございすが、全部にそれを期待するわけにまいりませんし、やはり相当経営規模の小さい農家が今後残るだろうと思ひます。その場合の一つの対策といたしましては、これをなるべく集団化して高効率の農業にしていこうということが必要でございまして、それに対する助成を相当きこまかくやるべきではないか、こういう御意見だと思ひますが、実はこの点につきましては、従来も私もそういう観点でいろいろな面の配慮をしておるわけでございしま

す。たとえば直接的にはあまり金額は大きくございせんが、集団的生産組織の育成事業というところで、そういうものを育成するためのいろいろな準備的な事務費的なものに対する助成というものもやっておりますし、またそういう集団的な技術を導入していくという場合に、これに對しまして無利子の金を融資する、これは改良資金の内ワクでございしますけれども、たとえば本年度でございしますと、十一億くらい、そういう金も予算として組んでおるわけでございします。それからさらに、これはあまり特に集団的ということを表の看板にいたしておりませんけれども、たとえばいろいろな生産対策、これは畜産でございしますとか、あるいは園芸でございしますとか、その他米等も、ございしますけれども、生産対策で共同利用のための機械の導入でございしますとかあるいは流通関係のいろいろな施設、集中化施設に対する相当いろいろな面の助成をやっておりますし、そういうことの金額を合せてみますと、かなり、数十億、私どもの手元にありますやつだけでも約六十億くらい、そういう助成をいたしております。そのほかにさらに、御存じのような構造改善事業というふうなものも相当規模を大きくしてやっておりますので、まあそういういろいろな面からやっておりますわけでございしますが、なお十分でない点もあると思ひますので、そういう点には特に私も留意してまいりたいと思ひます。

○向井長年君 非常にけっこうですが、このいま言う集中化というか、あるいは共同化というか、こういう諸君がやはりもう百姓じやだめだと、こういう形で非常に意欲を失つて、そういう助成問題も相当政府としてはいま考えられておるようでありますけれども、非常にむずかしいと思ふんだ。これはかなり、非常に、やはり指導して理解さすといふことがまず必要じゃないかと思ふんです。そしてそういう農村の若いエネルギーといふものを結果集めていこうと、意欲を持ってここにやはり一つの精神的な指導といふものをもつと真剣に考

えないと、もちろん助成とあわせてこの面を、ひとつ、強くやはり指導をしていただくように、私はこれは要望しておきたいと思ひます。それから、続いてこの農協法の改正でございしますけれども、これはさっきの皆さんの質問の中にあったと思ひますし、衆議院の附帯決議にも出ておりますけれども、この農協が持つ、今度の不動産の、不動産業者と同じような何が出てくるわけでありますけれども、特に農協の大きな、農民のためのダイナミックな経済活動あるいは協同主義、こういうものが本来の使命でございすが、これが、場合によれば非常に市街化区域等がほとんどこれかふえてくることによつて、組合員の土地利用の公共的なねらいといふもののような事業であつても、地権者といふこの農業者が参画しない形においてこの運営がなされるということとは、極力避けなければならぬのじゃないかと、こう思ふわけですね。この点について、どういふ形において参画しその意見を出していくかということですね。

○政府委員(池田俊也君) 今回、法律改正をお願いしております農協の土地の關係の事業でございしますが、これは私も基本的には比較的都市に近いような地帯で御存じのようなスプロール化が相対行なわれておる、こういう事態の上に立ちまして、やはりそういうことではなしに、土地の農業上の利用といふものを十分見きわめながら、どうしてもやむを得ない場合には転用もこれは認めざるを得ませんので、計画的にそういうことをやしていくのがよろしかろうと、そういうことで農協にそういう事業をやらせるようにしたのであります。そういう観点からいたしますと、当然これは組合員の意思を十分に反映しましてやらなければならぬわけで、私も、やはりこれをやる場合には、当然あらかじめ事業計画といふものを、相当できるだけ具体的に立てさせまして、そしてそれを総会でございしますとかあるいは総代会でございしますとか、さらにもう少し具体的に、は、その下部的な組織といたしまして、部落の

いろいろな会合等もあるわけでございしますから、そういうものを通じて、十分組合員の意思の上に積み上げた計画を立てまして、そしてそれに沿つてやらせる。単に農協が民間の業者と同じように、御注文があつたから扱いますといふことじやなしに、計画的にやらせる。しかも、その場合に、当然市町村等と連絡をいたしまして計画的にやる、こういうふうには実は指導したいといふ、こういう考えでございします。

○向井長年君 そういうことでしようが、少数のリーダー格が特に借地権を設定して、それから事業運営をもつばら独占するような形になつてくると思ふのです。そういう場合に、これは最悪の場合、世間によくあることですが、不動業者者なんかがいま非常に団地等で目をつけておりますね。そういう諸君と結託と言つたらちよつと思ひやうでございしますけれども、何らかのそういう形の手段といふものがあらわれないと限らない。そして、一農民なりあるいは農民の利益を非常に害すると、こういう状態がこれはあつたらたいへんです。そういう問題に対してどう取り組み、あるいはまたそれに対して政府は確信を持ってそんなことは絶対ない、こういうくらの形です。これは必ずどこかで問題を起す基本が私はあると思ふ。私は、現に大阪府でそういうものを見ております。もと開墾地であつて、その開墾地がいまよいよ都市化が進むに従つて調整区域に入らうとしておるようですよ。いまそれに対して不動業者が買ひ上げにかつておる。そして、この際うっかりすれば、ただもつたような開墾地ですから、売っていかにかや損だといふ形で飛びついておる開墾者もあるし、あるいは、これは死んだおやじが一生懸命戦時中から戦後にかけて開拓したんだから、おれは子供だから、継承して大いにやりたい、これは果樹園ですけれども、そういう状態がいまあるのです。そういうことになつてくると、今後やはり農協とあるいは不動業者の大きな幹部と、そういうような形で非常に私は不純な状態があらわれる

要素が出るのじゃないかという懸念ですけれども、これに対しては確信あります。絶対またやらさないという、やり得ない、またやらぬという確信あります。

○政府委員(池田俊也君) 私どもも一、二そういう事例を聞いておるわけでございます。そういう事例があるにもかかわらず、こういうことを認めようというところでございますが、私どもは、やはりそういう、農協がそういうことを直接やるというところをはっきりさせまして、そうして事業計画なりあるいは経理なりというものを組合員の意思の上に立つて、いわゆるガラス張りの形でやらせるということのほうが、むしろそういう現在みないな、直接農協が表に出ませんで、実際上何がしかの裏のほうでやるということよりもよいのではないだろうかという気持ちも一方ではございますが、確かに非常に相当大きな金の動く事業でございますので、私どもはこれをやる場合には、相当かつちりした形で、厳重な監督のもとにやらせたいということ、たとえば具体的には、先ほど申し上げましたように、事業計画はよく組合員との討論の上でつくるといふことのほかに、経理ははっきりそれを区分させる。

それから、これはまだ現在検討中でございますが、大体こういうふうになりたいと思っておりますのは、その土地関係の事業の結果、若干の収益が組合に残るといふことも、これはあらうかと思えます。たてまえは組合員に還元をするというたてまえでございますが、結果としてはそういうことが若干あらうかと思えますが、そういうものもはっきり積み立てをさせまして、みだりに取りくずしを認めない、こういうことによりまして、何かそれを使つてうまいことをやろうということができないような縛り方をしたいというふうに、実は具体的を考えておるわけでございまして、終局的にはこれは私どもは、農協の指導者のモラルの問題だとは思いますが、なるべくいろいろな面からのそういうふうをいたしまして、まあ御指摘のような事態がないようにしたいと思

います。

○向井長年君 そういう答弁をせざるを得ないと思えます。それ以上何も言えないと思うのだから、しかし、これは考えてみれば歯どめがないわけですね、そういう問題については、モラルの問題であるというところですが、これは必ずどこかで問題を起す私材料をつくると思うのです。したがって、それに対する監督はやはり農林省です。農協ですから、監督は農林省ですね。政府ですね。地方自治はどうですか、これに対しては。○政府委員(池田俊也君) 普通の単協の場合でございますと、これは知事の権限になるわけでござ

います。

○向井長年君 そこで、そういう歯どめをやはり考えさせ。そういうことは何っちゃいかなければ、でも、何らかの形を考えなければ、自主的にいふか、こうでやると、やはり問題を起すような気がいたしますけれどもね。これはひとつ研究をしていただきたいと思います。十分。なお、これはまあひとつの要望で終わりますが……。

続いて農協の合併法案が出てまして、どんどん合併を促進されております。これ、しかし実際問題としてやどうなんですか。非常に大小ばらばらな農協というものが生まれてくるんじゃないか。これに対してやはり標準と申しますか、農協の実態に即応した適正な組合規模と申しますか、こういう問題につきましては何かの方針を出して指導されておりますか。

○政府委員(池田俊也君) これはいろんな地理的な条件とかあるいは経済的な条件とかがございますので、なかなか一律にこういう形がよろしいというところを指示するというのは非常にしにくい状況があるわけでございまして、従来私どもが一般的な基準として指導しておりますのは、いろんな経済事業をやる場合に一つの合理的な単位というのがございますから、そういうような意味で一般的に考えておりますのは、まず大体千戸くらい、組合員が千人くらいは規模というのが一応の目安になるのではないかと。もちろんこれはそれが

先ほど申し上げましたようないろいろな事情で、あるいは二千人になる場合もございますし、あるいは若干減る場合もございますし、大体はそのくらいを一応めどにして指導するのが適当である。こういうことで実は通過等もかつて差上げたことがございます。一般的には大体そのように考えております。

○向井長年君 それを千人くらいというかつこうで一つの方針を政府として考えている程度で、それを中心にして合併の促進と申しますか、そういうことを今日までやってきておるんですか。それともただそういうふうな考えておるだけで、自主的にやらないというだけであるんですか。

○政府委員(池田俊也君) これは合併助成法が施行されましたのが昭和三十六年でございまして、現在は期限切れになっておりますが、この合併助成法を施行いたします場合に、いま申し上げましたような方針を示しまして、もちろんそれがそのまま常に当てはまるわけでございせんが、一般的にはそういうことで指導してまいっておるわけでございします。

○向井長年君 終わります。

○委員長(岡田清充君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(岡田清充君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 私は農地法の改正案について御質問申し上げます。私は農地法の改正案について御質問申し上げます。

まず最初に総括的な質問を申し上げますが、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

農地法というものは、昭和二十七年に制定いたしました。今日まで約二十年間、その間昭和二十七年に一部改正が行なわれましたが、大体二十七年制定法律のまま今日に至っております。農地法が日本の農業発展のために尽くした役割りというものは私は大きなものがあつたと、かように評価しておるわけでございします。終戦後の農地改革を支柱となつてささえてまいつたものはこの農地法、まあ私はそう考えておるわけであります。大臣は現行農地法というものを対しましてどのような評価をされておるのか。日本農業の発展、ひいては日本経済の発展の上から、さらには農業者の社会的、経済的地位の向上といったような観点から、この農地法が尽くした功績というものについてどのような評価をされておるか、まずお聞きいたしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) お話しのごさいますように、戦後の農地改革によりまして広範に自作農が創設されました。これによりましてわが国の農業生産力は画期的な発展を遂げました。そして農業者の経済的、社会的地位の向上をもたらしたばかりでなく、戦後の日本経済の復興と繁栄に大きく寄与いたしましたことはお示しのとおりであります。現行農地法は、このような農地改革の成果を維持し、わが国の農業が経済的に発展してまいつた、こういうことに非常な、十分にその使命を果たしたものであると私どもは見ております。

○川村清一君 現行農地法の評価につきまして、大臣と私と意見が全く一致したわけでございします。

そこで現在、農地法の改正案が提案されているわけでございします。私は、昭和二十七年制定以来、今日までの農政の推移といったようなものを関係立法過程の中から考えてみたいと思ひわけでございします。

二十七年に現行農地法が制定されました。昭和三十六年には御承知のように農業基本法が制定に

なつたわけでありまして。同じく農地法の一部も改正を見たわけでございますが、これは全く同文でございます。ですから、本質的には農地法は変わつておらないわけでありまして。それから昭和四十年に農地管理事業団法案というものが国会に提案されまして、これは廃案になりました。引き続き昭和四十一年に再度、農地管理事業団法案が提案されましたが、これもまた廃案になったことは御承知のとおりでございます。そして昭和四十二年に構造政策の基本方針が政府から発表されました。引き続き昭和四十三年に農地法、農協法の改正法案が提案されましたが、これは廃案になったことは御承知のとおりでございます。昭和四十四年、去る六十一国会でございますが、この国会に再び農地法、農協法の改正案が提案されたわけでありまして。衆議院におきましては、六十一国会の會議録を検討してみますという、実に十日間審議しております。実質審議四十時間に及びます。しかもこの間、参考人の意見を聴取し、さらに委員会は、委員を遠く近畿、九州方面に派遣いたしました。現地の実態を調査いたしております。そういったような審議過程を経て衆議院を通過いたしました。参議院におきましては、御承知のように防衛二法あるいは大学法案、健康保険法案、こういった強行採決のおおききを受けて審議終了、廃案、こういうことになつたわけでありまして。同じく四十四年、昨年の通常国会におきまして——六十二国会でございますが、提案されましたけれども、衆議院が解散になつてこれまた廃案。そしてこの四十五年、現在行なわれております六十三特別国会に再度大体そのまゝの形でこれが提案されております。この四十四年と四十五年のこの国会の合間に、いわゆる本年の二月でございますが、政府は「総合農政の推進について」というものを閣議了解を得て発表しておるわけでありまして。

こういったような関係法律案の立法の経過の中で、私は日本農業の変遷の姿というものを理解することが出来るわけでございますけれども、廃案

になつてもまた出ず。廃案になつてもまた出ず。農地管理事業団法案は二年間連続廃案になりましたからあきらめてしまつた。これだけは絶対あきらめない。執拗に提案されてまいつておりますが、このように、この農地法の改正というものが政府が固執しておるのは一体どういう理由なのか、こういうことを考えて、どうしてもこの農地法を改正しなければならぬのか。相当の勢力は国会の中でもこれは反対しておるわけですが、その反対を押し切つても、廃案になつても、繰り返して執拗に提案してまいられるその根拠は那辺にあるのか、この際ひとつ大臣の御意を承りたいと、かように思う次第でございます。

（國務大臣〔倉石忠雄君〕） ただいま川村さんから農地法制定以来の経過につきましてお話がございまして、そのとおりでございます。私どもは構造政策を考えまして、ただいまの変転きわまりない経済社会情勢の変化に対応して、どこまでもやっぱり農業というものを守り抜きたいと、こういう念願が強いわけでございます。その点は多くの共鳴を得られておることでございまして、したがつて先ほどもお答えいたしましたように、現行農地法の精神、同時にまたこれが果たしてきた役割りについて、十分に評価いたすわけでありまして、さらに農業全体を見ましたときに、こういう状況の中で、農業というものを、しっかりと體質を備えた農業を育成してまいりますためには、前々申し上げておられますように、規模を大きくした、體質のしっかりした農業を育て上げて、国際競争にも立ち向かえるような農業を育成しなければならぬ。そういうことのために、やはり農地の流動化が必要であります。かたがた、いろいろわれわれのねらつておるところを実現してまいりますために、今回引き続き農地法の改正を御審議願つておるわけでありまして、要は当初私どもが考えておりましたとおり、やはり農業というものの構造をしつかりしたものにしていく、りっぱな農業として育成したいというのが今次改

正案の中心のねらいでありますので、これはどうしてもぜひ御了承を得、御賛成を得て成立させたい、こういう熱望を持っておるわけでございます。○川村清一君 さらに重ねてお尋ねいたしますが、先ほど申し上げましたように、政府は昭和四十年と四十一年の国会に続けて農地管理事業団法案というものを提案されましたが、国会の審議を受けたわけですが、これは廃案になりました。で、ここであきらめたのか、中一年おきまして四十二年に農地法の改正法案というものを提案してまいつたわけでありまして。その間に、昭和四十二年でありましたが、この年に「構造政策の基本方針」というものを発表されておるわけですが、

そこで私がお尋ねしたいのは、この農地管理事業団の構想というものとこの農地法改正の考え方というものとどのような違いがあるのか、また、別に尋ねますが、かりにこの管理事業団法案というものは廃案になりましたが、あの法案がもし成立しておつた場合には一体これはどうなつたか。あの昭和四十年、四十一年に提案された農地管理事業団法が成立しておればもう四十三年にはこの法律案を提案する必要がなかつたのかどうか。あの法律が制定されておつたとしても農地法を改正しなればならなかつたのかどうか。この辺のいきさつをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

（國務大臣〔倉石忠雄君〕） 農地管理事業団法案は御指摘のように、昭和四十年それから四十一年、若干手直しをしまして提出をいたしましたわけでございますが、御承知のようにそのねらいといつたところでは、農地にかかります権利の取得、農業経営規模の拡大、その他農地の保有の合理化に資するようにするために特殊法人をつくりましてやつていくということをしたわけでございます。設けるという考え方をとつたわけでございます。したがらしまして現在提出しております農地法との関係から申し上げますと、今回の農地法の改正案は単にいまの農地保有の合理化という観点だけで

なくて、それ以外のいろいろの問題をここに加えておりますので、その辺に違いがあるわけでございます。

一面、たびたび当委員会でも御審議がございまして、農地保有合理化法人という新しい考え方を出してまいりましたが、かつて農地管理事業団法案が国会での御審議でいろいろ御批判がございました。当時これは全国一律に全部国がやつていくというものの考え方でありましたわけでございますが、こういう国会での御批判をいろいろ勘案をいたしまして、やはりそういう規模拡大のための公的機関の介入というのは地域の事情に応じてやつたほうがいいのではないかというところから、今回は県の公社なりあるいは市町村農協というそういう団体に地域の事情に即してやらせよう、こういう違いがございまして、規模拡大のための農地の保有の合理化、方向づけというものは同じでございます。

そこで、もし管理事業団法案が成立しておつたら一体農地法を新しく出したか、こういうことでございますが、はなはだ仮定の問題でございます。その答えにくい問題でございますけれども、あるいは私見にわたつて恐縮でございますが、その後昭和四十年五月からかなり農地法自体の運営と申しましようか実態と申しましようか、そういう面でも午前中もかなりくずれてはいるではないかという御批判がありました。特にその点は貸借関係の問題につきましては、昭和四十年のころと現在とではかなり様相が違つております。非常にいわゆるやみ小作、請負小作等が出てまいりまして、そういう貸借関係の面での農地法の秩序というものは、率直に申し上げますと現行法のまゝでは維持したいという問題が出てきております。それからまた農業就業人口が外部に出ていって減少する、あるいは離農の問題が起つてくるということも、五年前と比べますればますます離農の促進あるいは援助ということが強くなつてきておりますので、やはり管理事業団法案が成立いたしてありますとも、農地保有合理化の事業ということ

ておるものもございます。

しかし、いづれにいたしましても、規模を拡大してわが国の農業を国際競争に立ち向かえるようになしつかりしたものに育成していく必要がある。そういう前提に立てたものを考えてみましたときに、やはり農地法の精神そのものは動かす必要はないのでありますが、さらに時代に合うように改めたいくべきではないか、こういう考えに立ちましたので、今回の改正案を企図いたしました御審議を願う、こういうことになった次第であります。

○川村清一君　そこで、大臣お立ちになる前に大臣のお考えをお聞きしたいのでありますが、現行農地法の立法の趣旨といえますか、基本的な思想、この法律が持つておる基本的な思想、これをどのように把握されておるのか、これについて。

○國務大臣(倉石忠雄君)　現行農地法につきましては、農地が農業にとりまして最も基本的な生産基盤であるということから第一条の目的に示されておりますように、農地はその耕作する者みずからが所有することが最も適当である、こういう考えのもとに、耕作しない者の農地取得の禁止、それから耕作者の農地取得の促進、耕作者の権利の保護等の措置を講じまして、所有と経営と労働のいわば三位一体となる施策の推進を基本理念といひまして、耕作者の経営の安定と農業生産力の増進をはかることを目的といたしておる、私どもはこのように理解をいたすわけであります。

○川村清一君　その考え方につきましても私は同感であります、意見が一致しておるわけであります。その法律の精神というものは、第一条の目的に明示されておるわけでありまして、あくまでも農地は耕作者みずからが所有すべきものである、いわゆる自作農主義である、これがこの法律の立法のたてまえである、したがって、今日までの日本の農地行政というものは、常に耕作者がその土地を所有することが正しいのだという観点から耕作者を守つてゐる。つまり、耕作者の地位の安定と、そして農業生産力の増進をはかるという精神を貫かれて農政が志向されてきた、かように

考えておるわけでありまして、したがってこの法律の体系というものは、この第一条の精神を実現するためにいろいろな規定がございまして、その法律全体がいわゆる一つの第一条の目的を達成するというために法体系ができておる、かように私は理解しておるわけでありまして。

ところが、今回の改正はこの第一条の目的を改正しようとしてゐる。第一条の目的を改正するといふことは、つまりはその法律の体系をこれを改正することでありまして、われわれの側から言うならば、改正でなく改悪することである、こういうふうに評価するわけでございますが、一体この第一条を改正するといふことは、その農地といふものは耕作農民が所有すべきものであつて、その耕作者を守つていふことが農地法のたてまえだといふ基本原則を棄てようとしてゐるのかどうか、この点をはつきりひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君)　今回の農地法の改正案の基本的な考え方は、しばしばここでもお話し合ひに出ておりますように、農業に専念していこうとする農家などの生産性の高い経営によつて農地がより効率的に利用されるようにその流動化を促進しようとしたことにあるわけでありまして、このために貸借関係に関する規制の緩和、それから小作地所有制限の緩和等の措置を講ずることといひしておるわけでありまして、同時に耕作をしない者による農地所得を認めないという原則は堅持することは御承知のとおりでございます。耕作者の経営の安定をはかることにもわれわれは十分配慮いたしておるわけでありまして、今回の農地法の改正によりまして現行農地法の基本理念が受け継がれておるのでありまして、これをいささかも否定しようとするものではないのです。

○川村清一君　大臣が行かれますという局長にお尋ねいたしますので、大臣もそろそろ時間になつたらお立ちになつてけつこうでございます。それまでお尋ねいたしますが、いまさら私が申し上げるまでもなく、日本の国民給生産というものは世界第二位という地位にまで上がったわけでありまして、そうして日本は世界有数の工業国として高度経済成長したわけでありまして、このように工業国として成長する日本の経済の中で日本の農業といふものはどういふ位置を占め、いわゆる日本の経済の中における農業の持つ地位、いわゆるものをどのように政府としては考えておるのか、この点をお尋ねいたします。

○説明員(内藤隆君)　ただいまのお尋ねでございますが、経済が一般に成長発展いたします場合に、国民経済の中におきまして農業がたとえ所得、就業人口といふような面に着目してみます場合には、相対的に低下してまいりますことは、欧米先進諸国の例に見られるとおりでございます。まして、いかなる傾向であるといふふうに私も考へておるわけでございます。わが国につきましても、このたび決定になりました新経済社会発展計画におきまして、その若干の数値を見てみますと、一次産業が今回計画の基準年次の四十三年で生産額が四・二%でございます。就業人口は一九・八%でございますけれども、目標年次である五十年にはそれがそれぞれ二・五%弱及び一・三%程度になるといふふうに見えておるわけでございますが、それは一応の中期モデルによる試算でございます。計画面面といたしまして、農業部門は本計画の中におきまして、国民食料の安定的供給という面で非常に重要な役割を演ずるといふふうになされておまして、農業をめぐります現在のきびしい内外情勢のもとで、積極的に農業の生産性の向上につとめまして、そのために高生産性農業を実現するといふことをビジョンとして掲げまして、生産、構造、価格、流通などの施策を強化する、こういうふうに一応本計画ではなつておる次第でございます。

○川村清一君　たとえば日本の農業というものは、国全体の経済の中でどういふ姿になるのか。具体的に言つて、たとえばイギリスのようなああいう産業構造の国になることを予想されているのか。

○説明員(内藤隆君)　いま先生のお話の、イギリスといふような例でございますが、主として食糧の供給と申しまするが、国内の自給といふような面についてお話になつておるのでございますが、食糧全体といたしましての自給率はどの程度が適当であるかといふことにつきましては、おのおの国の国民経済、それから自然の置かれております状況等によりまして非常にむずかしい問題でございます。昨秋農政審議会が総合農政答申といわれております答申をしておりますけれども、その中におきまして、人口が一億をこえるようなわが国におきまして、国民の必要とする食料をなるべく国内でまかなうことが望ましいといふ趣旨の提言をしておるわけでございますが、私もそれはむろんそういうことだといふふうに考へておりますので、自然条件、生産条件を全然無視するといふような供給構造といふことを考へるわけにはまいりませんけれども、英国の場合、まあ現在自給度が非常に低く、なおかつその将来の自給度といふようなことについて、まあいろいろ議論があるようでございますけれども、私も、私どもとしましては、総合農政答申の言つておりますように、現状程度の総合的な食料の自給率としては、将来も可及的に維持してまいることが日本の場合には当道である、こういうふうにお考へておる次第でございます。

○川村清一君　食料自給率といふものはどの程度に考へておられるのですか。まあ八〇%程度を考へられておられるのか。それから、世界の食料の需給関係はどう、その世界の食料の需給関係を展望して、わが国の食料の自給率といふものを考へるのが当然だと思つておられるわけでありまして、その辺をどういふふう把握されておられるのか。

○説明員(内藤隆君)　何%程度といふことにつきましては、昭和四十三年にわが国の、これは価値学で計算した全体自給率でございますが、これは再々申し上げておりますように約八三%になつておるわけでございますが、これは御案内のように米が非常に多いといふようなことになつておりま

すので、これをかりに国内の需要に見合いますだけの米の生産というふうに着きかえて考えてみますと、昭和四十三年におきます自給率は七八%程度になるわけでございます。私どもも先年公表いたしました「農産物の需要と供給の長期見通し」に基づきまして一応概算でございまして、いたして見ますと、昭和五十二年にはそれが七七%程度というふうなことを一応見込んでおりまして、大体現状程度の、これはもちろん非常に具体的な予測をすることが困難でございまして、程度というふうに申し上げる以外にないんでございまして、大体現状程度の自給率を維持したい、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

それから後段の世界の食料の需給の見通しでございまして、これも非常に低開発国、それから先進国の生産計画、それから人口、所得の伸びというふうなことの見通しに伴いまして、強気、弱気いろいろございまして非常に困難な問題でございまして、最も新しいというふうに考えられておりますが、OECDがFAOと協力して作成いたしました「世界の主要農産物の需給見通し」、これは一九七五年を見通しているわけでございまして、それによりまして、肉は若干不足ということがあると見えておりますが、まあ小麦——粗粒穀物、米を含めまして穀物は全般的に過剰、それから、それ以外の生鮮の食料品につきましては大体需給が均衡するというふうになっておりますので、一応そういう世界的な穀物の過剰傾向というふうなことを前提にした自給度の考え方というものをとっているわけでございまして。

○川村清一君 そうしますと、ただいまの御説明によつてわかつたことは、大体わが国の食料の自給率というものは五十二年で大体七七%、現状とたいして違ひがない。したがって、二〇%から二五%ぐらいは供給が不足であるということになるわけでございまして。「世界の食料需給見通し」というものは肉のほうは若干不足であるけれども、穀物のほうは全体として過剰である、こういうような御説明でございまして、したがっ

てわが国の不足分は、やはりこれは輸入に依存するということな、こういうふうな考え方では農政を進められる、こういうお考えでございましてか。

○説明員(内藤隆君) 先ほども申し上げましたように、たとえ従来も申し上げておりますように、米につきまして、これを完全に国内で自給することは当然といたしまして、自然条件、それから土地条件というふうなものによって非常に現在生産性に差のございまして粗粒穀物のようなものにつきましては、従来どおり日本の国内におきます畜産物の増産に際しまして必要となる分の輸入というふうなことは当然考えなければなりませんし、小麦につきましても、午前中もございましてが若干御議論ございましたように、そういう傾向を考へておるわけでございまして、それ以外の畜産物、それから果実というふうなものにつきましてはおおむね一〇〇%近い自給を達成するように努力するということを昭和五十二年の見通しで一応予定しているわけでございまして、そういうものを踏まえた先ほどの数値でございまして、いまま先生のおっしゃったことには近いというふうにお考えおります。

○川村清一君 そうしますとわが国の食料というのは大体需要量の、需要量ということばが当てはまるかどうかかわかりませんが、国民が摂取します食料の四分の一というものは、これはやはり外国の輸入に期待しているということでございます。これをひとと置いて、次の問題をお尋ねしますが、将来の農地面積は現在と比べてふえるのか、減るのか、ふえるとしたらどの程度ふえるのか、減るとすればどの程度減ってくるのか。

さらにその農地を使って耕作をする農家戸数、それからその農業に従事している従事者の数、こういったようなものがどういうふうに変つていくのか、この点御説明いただきたい。

○政府委員(中野和仁君) 一昨年の秋、農林省で「農産物の需要と生産の長期見通し」を出したのでございまして、それによりまして、基準年次を昭和四十一年にしておりますが、そのときの田畑

合計は六百万ヘクタールでございまして。昭和五十二年には田畑合計で五百七十五万ヘクタールというところで、二十五万ヘクタール減というふうに見ております。ただしこれは草地面積を除外をしております。昭和四十一年に草地面積は十六万ヘクタールでございまして、昭和五十二年までに六十一万ヘクタールというふうな草地造成を画期的に進めたいということをやっております。そういうことで合計いたしますと約二十万ヘクタールの農用地面積の増を見込んでおるわけでございまして。それからそのときに推定いたしました農家戸数は昭和四十一年五百五十万戸であります。五十二年には四百五十万戸に減少するというふうに見込んでおるわけでございまして。なお先般発表になりました新全国総合開発計画によりまして、耕地面積は五十四年五百五十万ヘクタールというところで、先ほどの五十二年の見通しよりもかなり減つておりますが、一方畜産の増強ということとで草地面積は百五十万ヘクタールという試算をいたしております。

○川村清一君 農業従事者。

○政府委員(池田俊也君) 農業就業人口でございまして、これは最近は大体的な数字は約九百万でございまして。先ほど農地局長から話がありました「需要と生産の長期見通し」からいたしますと、昭和五十二年に六百万程度になるであろう、大体年率四%ぐらいの減少というふうに見込んだわけでございまして、あるいはこれは今後の推移いかんによつてございまして、若干もうちょっと減少率が大きくなる可能性はございまして。

○川村清一君 その次にお尋ねしますことは、農家戸数をただいまお尋ねしましたが、この農家戸数の中に占める形態でございまして、法人形態、それから自作農、この自作農の中にはさらに兼業農家が入つておるわけでございまして、こういったような数をどういうふうな大体見通されておるか、この点伺います。

○政府委員(中野和仁君) 御承知のように、日本の中心はやはり家族の個人経営でございまして。そ

れの戸数の減少が四百五十万戸というふうに見たわけでございまして、現在法人経営ということで有会社とか組合法人ということをやっておりますのは約二千五事業体でございます。したがって、全体のウェイトからは現段階は低いわけでございまして。それは昭和五十年にどうなるかという具体的な推計はわれわれいたしておりません。

○川村清一君 局長、現在法人経営というのが二千五事業体といったような御説明で、これが将来どうなっていくか、ちょっとわからないというふうな、こういう御説明では納得いかないんです。と申しますのは、この農地法の改正というのとこれは非常に大きな関連があるわけでございまして。この法人というのは農業法人でございまして。まあ、いまあなたのはうはだいたいこれを利用していらつしやるわけでございまして。ですから一体どのくらいになるのかわからないという御答弁では何をもって法律改正をされているか、その根拠が非常に薄弱になるんじゃないかと私は思ふんです。

それからさらにお尋ねしますが、いま農地面積が六百万ヘクタールが五十二年には五百七十五万ヘクタール、大体二十五万ヘクタール減。それから農家戸数でございまして、五百五十万戸が四百五十万戸に減る。就業人口も九百万から六百万に減少する。こういったような数字の見通しというものは、これは現行農地法のままでいった場合に、こういうふうな推移していくという、こういう計算なのか、それともこの農地法を改正することによつてこういう数字が期待されると、こういうことを言つていらつしやるのか、この辺はどういうふうな理解したらいいんですか。

○説明員(内藤隆君) ただいま申し上げました農業就業人口、それから農家戸数、耕地面積等の数値につきましては、「農産物の需要と生産の長期見通し」をつくりましたときの参考数値として試算したものでございまして、その場合にはその予見等につきまして、特に条件を設けるというふうなことをいたしませんで、従来の変化の傾向値を一応五十二年まで伸ばして参考数値をつくつたと

○川村清一君 この農地法の改正の必要というもののについて冒頭私が大臣にいろいろ御質問を申し上げた。少くともこの農地法というものは昭和二十七年以来今日まで約二十年間にわたって行なわれてきた法律であつて、この法律によつて日本のいわゆる農地改革の成果というものが維持されてまいつて、そうしてこのことによつて農業が發展し、この農業が日本經濟の發展に寄与し、これに従事している農民の經濟的、社会的地位の向上がはかられるのだと、高く評価していらっしゃる。

しかしいまや社会的、経済的変遷があつて、しかも大きく変動してしまつて、この現状にマッチしなくなつた。そこで農業の近代化をはかり、農業の生産力を増大し、あわせて農業従事者の経済的、社会的地位の向上をはかるために農地法を絶対に改正しなければならぬ、こういう意思で改正案を提案されておるといふことを強く大臣はおっしゃつておつたのです。そこで農業の規模の

拡大、近代的農業経営、生産力の増大、こういうものはかるためには必然的に日本のそれでは農地はどうなるのか、農業戸数はどうなるのか、就業者はどうなるのか、そうして食料の需給等はどうなるのか、世界の農業の中でどういうふうに考えていかなければならないのか。こういうことが必然的に全部これは大事な要素になって私はくると思うのです。そういうことでお尋ねをしたのです。だから農地法を改正しなくても、いまのような数字になるのか、農地法を改正することによってもっと農家戸数が減る、そういうことによつて今度は耕地がもっとふえるのか減るのか、その耕地がきまつておつて、それを農家戸数が減ることによつて一戸当たりの今度は保有面積がふえて耕地面積がふえてくる。規模が拡大されてくるということにつながるでしょう。そのことによって生産力が増大し、農業経営そのものが近代的になってくる、こういうふうに全部関連してまいるのはございませんか。

そこで私がお尋ねしておりますことは、農地法

を改正することによってこの数字はもっと変わり、好ましい姿の日本の農業の姿というものがここにできてるのだという一つのビジョンというもの、青写真というものをここに提示していただかなければ私どもはこの農地法を改正することに反対なんです。反対の立場であるけれども、もしそういうことをあなた方がよく説明された場合には、なるほどそういうことになるのか、それならば賛成すべきであると、こういうふうに考え方も変わるかもしれない。法律は出したけれども、法律が施行されることによって日本の農業の姿がどう変わってくるものだ、変わった姿がこういうものになるのだというものを出示していただかないで、そうしてこの法律はいい法律だから賛成せい、賛成せいと言われたって、これはなかなか賛成できないでしょう。そういうものでないですか。私は子供ではないですから、もう少しよく納得し、了解できるように御説明願いたい。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど一農産物の需要と生産の見通し」についての数字を御説明申し上げました。これは官房のほうのお答えのように、当時のいろいろの予見から、傾向値で推計をしているわけでございますが、農地法がこういうふうになるわけになりますれば、そういう傾向が一そう円滑になるということは私言えると思います。ただ、農地法のどの条文のどの条項を直したら計画的にこういう数字にこれだけを持っていくんだということは實際問題としてはその直接のつながりをもって積算 するということははなはだ困難ではないかというふうに思います。この点につきましてはもう昨日もるる御議論があったわけでございますが、直ちにこの農地法の改正と結びつけて具体的な数字でびしゃつと出すということとはなかなか困難ではないかというふうに考えておりますが、最初に申し上げましたように、今回の改正によりまして自立経営を志向する農家の経営面積を広げていく、それからまた地域によりましては集団的な生産組織あるいは協業の助長ということを進めていきまして、先ほどから申し上げてお

りますような数字、あるいは若干をそれ以上上回るような数字で先ほど大臣が申されました日本農業の体質の改善ということに少しでも近づきたいと、こういうふうに考えております。

○川村清一君　日本農業の體質の改善ということは、要すれば生産性の低い農業というものを生産性の高い農業に引き上げていくのである、そしてその農業経営そのものを近代的高い農業に変えていくんだと、こういうことだと思ふわけであらいます。そのことを逆に言えば、農地法があるからして近代的な農業経営、そして生産性の高い農業経営になかなか移行することが困難だ、だからこの際農地法を改正することによってこれらの面の向上をはかっていくんだと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(中野和仁君) もちろんだいたい申し上げました農業の体質の改善ということにつきまして農地法の改正だけではなかなか実現はむずかしいということは私たちも十分承知をしているわけでございますが、やはり現行農地法の面から見ましてもそういう将来の農業に向かつて進めていく場合にはそれを阻害しているような各条項、と申しましようか、そういう面もかなり出てきております。現に賃貸借の面を見ましてもかなりやみ小作等の発生、このこと自体それじや現行法で取り締まるか、なかなかむずかしい面もございますので、やはり農地法の中でも直していかなければならぬ面があるんじゃないか。しかし農地法の改正だけで構造政策が推進されるというふうにもわれわれ考えておりません。同時にそれを促進するための各種の対策を講ずる必要があろうというふうに考えております。

○川村清一君 それじゃ農地法がいわゆる構造改善をはばんでおったというのはどういう面ではばんでおったのですか。

○政府委員(中野和仁君) 今回の改正法案によりましていろいろな点を改正しておりますが、その中で特に申し上げてみますと、たとえば農地の権利移動の制限について現在統制をしておりますけ

れども、現在一応標準としまして、上限面積は三ヘクタールがよろうと、こういうことになっておるわけでございます。しかしその後の技術の進歩、機械化の発展ということから考えますと、そういう三ヘクタールの上限はもはや要らないんじゃないかということが考えられますし、それから最近都市周辺を中心にしていろんな都市問題が起つてきております。その中でほんとうの意味で、農業をやるつもりでなくて、資産保有的に農地を取得したいという農家もある。やはりその点につきましてはほんとうに農業をやるかどうかの判断を加える必要があるんじゃないかと思ひます。

それから農業生産法人の問題にいたしまして、従前は先ほども川村先生からお話がありましたように、農業基本法をつくりました際の農地法をかんえましたいわばあのときにつくりました農業生産法人は、個人自作農の延長というような考えが非常に強かったわけでございますけれども、その点には新しく機械化の進展、あるいは技術の進歩等に応じて、それからまた零細な農家に土地提供を願うという面から進めていくとがいいのではないかとというようなこと。それからこれは先ほど管理事業団のときにお話ございましたけれども、個人の相対販売だけに土地問題をまかしておけないということから、やはり公的機関の介入ということが必要ではないかといった面。それからまた小作地の所有制限、現在は御承知のように不在地主は認めない、これは個人負担ということになっておりますが、現に農業をやっておる農家の中でもこういう他産業のほうに転身をしたい、しかしなかなか土地は放しにくいという農家に対して、その土地を貸しまして、借りたほうが安定して経営ができるというためにもやはり所有制限の緩和の必要があるのではないかと。ということ。

それから最後にもう一つ、貸賃借関係の問題につきまして、これは昨日からもいろいろ議論があつたわけですが、現行農地法の耕作権が——残存小作地の保護、この点のために非常に強い耕作権の保護をやっておるわけにあります

と思いますが、そのためには多少のやはり時間が必要じゃないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○川村清一君　そういうことでは全然農民の方々は納得しませんよ。いま次官がおっしゃったこと、それじゃ具体的に何一つない。何か御説明になりましたが、何があったか、何にもない、それではどうもいけないと思います。農地法を改正すると問題は解決するの、それはできません、農地法は一つのはずです。私は、こつちを手をつけるよりも、もっと解決することがたくさんあるんじゃないか、このことをひとつ示してください、そうでなければ農民の方は納得しません、こういうことを申し上げている。ところがそつちのほうは、ちつとも具体的にない。これはすべてこれからの問題です。そうして農地法だけを改正する。ですから、農地法を改正してもすべて問題は解決しないというところは、農林省御自身がそういうことを局長が認められてるように全部解決しないわけですね。私もこれは改正ではなくて改悪だと思つてゐる。

なぜ改悪だと思つてゐるのか。いわゆる第一条の目的、これを改悪しようとしてゐる。第一条の目的とは何か。農地というものは耕作農民がこれを所有すべきである、これが原則である。そうしてこの耕作農民の農地の取得を促進することによってその農業経営というものの規模が拡大されて、そうして耕作農民が持つ権利というものをこれを保護していく、そのことによって耕作農民の地位の安定と農業生産力の増進をはかる、この現行農地法の目的というものはまことに正しきものでなければならぬ、これを一体何で改正しなければならぬのか私にはわからないわけですね。で、どこを改正するかということ、ここに土地の効率的な利用をはかる、これだけのことを入れていただけです。土地の効率的な利用をはかることに反対する人はだれもないわけですね、このことばだけでは、この現行の農地法の目的というものははつきり書かれてゐる。この目的にどういふことを入れ

るのかというと、土地の効率的な利用をはかる、これだけのことをここに挿入するだけですね。土地の効率的な利用をはかる分には反対する人はだれもいません。私も賛成です。絶対賛成です。それじゃ土地の効率的な利用をはかるためにどういふ具体的なことをされようとしておるのかという

ことをお尋ねすれば、先ほど私がお聞きしたときにお答えになりました農地法が阻害しておることはこのことである、したがつて農地法を改正する、どういふふうな改正するかということ、こういうふうな改正する、することによって土地の効率的な利用がはかれるのだ。土地の効率的な利用をはかるということには賛成であります、具体的な内容になつてまいりますと、いささかこれは賛成できかねるものがたくさんあるわけですね。それが改正の条文となつて、ずっと二条、三条、四条、五条と書かれてゐるわけですね。これを一条ずつやつてゐる時間がないわけですね。もう三時半にはやめるのでございまして、残念ながらそこまでいけないわけですね。はなはだこれは困つたことです。いささかこれには私も困つてゐるわけ

です。そこでお尋ねしますが、要すればこういうことなんですよ、現行農地法のいわゆる基本、根幹というものは、農地というものはその耕作するものが所有することが大原則、この大原則のもとにずっと農政が進められてまいつてきたが、これでは思ふやうにいかない点がたくさんあると。そこでこの中に、先ほど大臣はここの大原則はごうも変えないのだ、耕作農民が農地を所有するといふ原則はいささかも変える意思はないんだと、変えないとすればどうするか。借地主義、いわゆる自作農主義に借地主義というものを入れて、これを併用してこの法律を運用してまいらうと、こういうことなんですね。私はそういうふうな理解するんですが、それでいいんですか。

○政府委員(中野和仁君)　先ほどからお話のように、われわれといたしましては農地法の大原則であります自作農主義を否定はいたしておりませ

ん。しかし、現在の目的に沿う中身の法律だけでは、先ほど先生御指摘のように、なかなか思うやうにいかない面も出てきております。それは、たとえて申し上げれば、耕作してゐるものが土地を持ち、かつそこで全部労働するという原則だけではないかという事態になつてきております。

それは機械化の進展あるいは技術の進歩という面、それから農業外の経済の進歩というふうなことから、兼業化の進展というふうなことから見ましても、そういう事態が出てきてゐることは御承知のとおりでございます。そこで、そういう中におきまして、従来の自作農主義に加えまして、やはり農業をやつていこうとする農家が土地を買えばそれが一番よろしいわけでございます。なかなか土地は買えない場合もございます。その場合には自作地プラス借地を加へまして、経営規模の拡大をはかるのがいいんではないかというふうなことを考へてゐるわけでございます。

○川村清一君　端的に申し上げますが、先ほどお聞きしましたように、日本の耕地面積はふえるのではなくて減るわけですね。農業従事者もこれは減るわけですね。それから農家戸数も減るわけですね。これははつきりしてゐますね。ですから減つた分を借地にすると、あるいは農協その他農業法人に貸し付ける、また個人的にも貸し付ける。それから小作というものも認める。それから不在地主も無制限でございませぬが、そういうふうに変えよう、こういうことですね。そこで、それをひくくするめつと端的に申し上げますと、この農地法の改正によつて、要すれば農業を促進する、いわゆる農家をもつと減らすんだ、農業人口をもつと減らすんだ、端的に言へばそういうことをねらつてゐらっしゃるんでしょ。そのことに

よつて、まあ農業された方の土地は、これはもつと規模拡大に使つていく、これが効率的な使用である。その間に農地の保有合理化の法人というものが出てくる。そういうふうな中で土地取得資金といたつたような問題も考へていくと、もろもろの農業施策を講じていくと、こういうことでございます。しょう。どうですか、端的に言つてください。

○政府委員(中野和仁君)　先ほどから私の申し上げておりますのは、先生いまおっしゃいましたような筋でございます。

○川村清一君　農地法改正の本質というものはそこにあるというふうには私は理解するわけでありませぬ。そこで、これは賛成、反対は別として客観的な事実だけをお聞きしますが、まあ農業しやすいような環境をつくつてやる、そうしてその環境をつくることによつて農業される方がふえてくことをやはり期待してゐる。そこで農業されるいわゆる階層というものは農家経営、つまり保有面積とか経営面積とかいふたさういふような階層のどういふ方々が多いんですか。またどういふ階層の方々の農業、離された土地の取得、こういうことを考へてゐらっしゃいますか。

○政府委員(池田俊也君)　従来の傾向から申し上げますと、農業は他の職業につくというふうな方は規模から申しますと非常に小さい規模の方が多いわけでございます。具体的には、たとえば五十アール以下、ちよつと正確に数字をいふ覚ええておりませんが、大体五十アール以下の方がはるかに多い割合を占めてゐるのではないかとと思ひます。大体そういう状況でございます。

○川村清一君　大体八割程度、八〇％程度がそういう方々が農業されておる。この傾向はいたいた資料の上でうかがえるのでございませぬが、しかし池田局長さん、ちよつと資料の十二ページを見ていただかせんか。ここに「経営耕地階層別にみた耕地の増減事由別の農家」というのがあります。上のほうは「差引き増加したもの」であります。これが出ておるんですけれども、買入れて自分で耕作してゐる、何といひますか、いわゆる自分でもつと土地を取得して規模を大きくしていかうと、言うならば非常に生産意欲に燃えている農家、こういう農家が〇・五ヘクタール未満で三四・九％、いわゆる〇・五未満の農家が全部で一〇〇としますと、その中で約三五％の農家は買入れて自分で耕作しておるわけですね、昭

和四十二年には、それから貸し付け地を返してもらうて規模拡大をはかっていらつしやる人が一〇・五%、新たに買入れて経営規模を拡大しておる方々が三四・四%あるわけです。ところが二ヘクタール以上、これは自立農家であらうと思ひますが、二ヘクタール以上の農家全体を一〇〇と見た場合に、買入れて自分で耕作するいわゆる規模拡大をはかうとして努力しておる農家は二七・三%しかない。もともとも開墾、干拓などでもって規模拡大した農家は四〇・八%ございますが、ですから、全体的に言へば離農しておる階層というものは八〇%ありますけれども、そういう階層の中でも非常に生産意欲に燃えておる農家があるわけですね。こういう方々を一体どういうふうな理解されておるのか。

逐条ごとに審議できませんのでやめますが、一点を取り上げますならば、たとえば現行農地法では取得前三十アール以上の農家ならば農地の取得ができた。ところが今度は五十アール以上でなければ農地の取得ができない。ところが現に五十アール未満の人々であっても、こういうふうな生産意欲に燃えておる農家があるんです。こういう方々が互いに規模を拡大してひとつ大きくなろうとして努力する、そういうまじめな農家の人々に対して土地取得の道を講ずる。大きくなろうとすると押さえる、もうおまえさんは農家やめなさい、離農しなさい、どこか工場へいって働きなさい、こういう考え方というものは私は納得できないわけでありまして、そうして二ヘクタール以上の方々があつても買入れて自分で耕作しようとする人は、むしろこの方々が数は私は少ないと思ふ。こういう事実をどういうふうな把握されておるか。それから下のほうの差し引き減少したものの数字を検討してみてもそういう議論というものは成り立つわけでございます。ひとつ局長この点を御説明していただかせんか。

○政府委員(中野和仁君) ただいま御指摘の農林省の農業調査でのお話でございますが、先生おっしゃいましたのは当然おわかりのことと思ひます

けれども、パーセンテージでおっしゃいましたわけでございますが、絶対数にいたしましては、やはり五反未満の零細な農家の差し引き増加した農家は七千五百。それに対して差し引き減少している農家が三万七千というふうな傾向にいたしましては小さな農家、主として第二種兼業農家が多いのでございますが、順次農業から離脱していくのが多い。それは全体の傾向でございますが、ただこの中で二ヘクタール以上で非常に開墾、干拓などでパーセンテージがふえておりますのは、これは最近の北日本、東日本を中心としての開田ブームが非常に反映しているんじゃないかというふうな考えております。

そこでお尋ねの農地法との関連でございますが、いまお話のように現行の農地法におきますれば、取得前三十アールあれば農地を取得する資格がある。それを今度は取得を五十アールに引き上げたわけでございます。この点はかつて三十アールというのをきめました際には、その三十アールをなせきめたかといひますと、大部分は三十アール以下は第二種兼業農家で農業にウェイトを置いてないということであつたわけでございますが、その後の時勢の推移によりまして、もはや現在五十アール以下の農家の大部分は第二種兼業農家、どちらかといえば農業から離脱していく農家が多いということ、そこで一般論にいたしましては五十アールということに引き上げたわけですね。しかし、もちろんこれを全国一律ということになりますとかなり問題が出てまいります。そこで現行法にもありますし、今回の改正案でも残しておられますけれども、地域によりまして非常に集約的な経営をやっている地域もございます。あるいは過疎地帯あるいは漁村というようなところでは、知事がこの面積を三反あるいは二反に引き下げるといふことはできるということにいたしたいというふうな考えております。それからまた個別の経営に着目いたしまして、ハウス経営その他集約的な経営をやります場合には、取得を五反でなくともそういうふうな認定をいたしますれば、農

業経営はやつていけるというふうな認定をいたしますれば、これは知事なり農業委員会なりは許可をするということにいたしたいと考えておられます。原則はそういうふうなことにしておりますけれども、決して一律にそういう五反歩以下の農家を全部取得を認めないというふうなことはいたさないつもりでおります。

(委員長退席、理事亀井善彰君着席)

○川村清一君 私は先ほど申し上げましたように「離農農家の離農前の経営耕地規模別構成」というこの資料もよく検討いたしましたら、離農する階層の方々は〇・一ヘクタール未満から〇・五ヘクタールまでの階層の人で全体の離農戸数の約八〇%以上を占めているということこれはわかつておるのです。それから先ほど申し上げました〇・五ヘクタール未満の増加したこの数字というものはパーセンテージであることも前置きして申し上げておるわけでありまして、たとえば〇・五ヘクタール未満のそういう階層全体を一〇〇とすると、その一〇〇の中で、自分で買入れて自分で耕作するという非常に意欲に燃えた農家が約四〇%あるではないか、新たに買入れてさらに規模拡大をはかう、そういうまじめな農家も三五%近くあるではないかということ申し上げておるのです。ですから離農される方々はそういう階層の大体八割であるということを知り、そして零細農家の中でも非常にまじめな生産意欲に燃えた農家があるのではないかと。だから、一律にこういう法律をきめて押さえる、しかしいまの局長の御答弁では、それは一律にやるのじゃなくて、それはこういうふうにして別に考える道もあるのだということでございますが、しかし法律でこうきめてしまひますと、それはなかなか実際にあつたそうおっしゃいまして、現実の問題としてはそううまくいかない。私は取得前三十アール、これを取つたというところは、こういう農家の生産意欲をいゆる阻害することになる。こういう方々のもつて経営規模を拡大しようとする意欲を全然つぶしてしまふ、みなやめてしまふというふう

な行政が実行されるということをおそれるわけですね。

そうしてもう一つ、この改正の中にはこういう点もあるわけです。三十アール未満の方々が、結局五アールでも十アールでも自分の資金が融通がつかうならば少しでも土地を取得してはいいかなう。残念ながら五十アール未満ではいけない。まあ三十アールから三十五、四十、四十五と少しでも大きくなろうとする人は押さえておいて、全然農業をやつてないいわゆる新規の人、新規の方が、わしは農業を経営するんだ、こういう意思を表明すれば、全くだん努力しておる人でなくとも、何にもやつておらない人でも五十アールの土地を取得しようと思へばその取得はできる、こういうことですね。したがつてお金があれば全然農業に關係していなくとも五十アール以上の土地ならば取得できる。ところが現在まじめに農業をやつておる、ところがお金がないから五十アール以上になることはできないとすれば、その方々の土地取得の権利は認められない、許可されない、こういう点は一体どういふわけですか、どうですか。こういうばかんなことは私はいけないんではないかと思ひますが、局長はどういう御見解を持っていますか、これに対して。

○政府委員(中野和仁君) なるほどいまの法律では取得前三十アール持つていなければ土地の取得はできないということになっておりますけれども、これは農地法を制定しました際に国会での御議論がございまして、政令で、取得後三十アールになればよろしいということにして運営をしてきております。したがつていまの結果にいたしまして、というと言ひ方がおかしいわけでございますが、現在でも農地を持つていない人が初めて農業をやりたいということで、三十アール以上を取得すればそれはできるといふことになっております。それを今度は五十アールに引き上げた、実態としてはそういうことになるわけです。ただ法律のたてまえは、おっしゃいますように現行法が取得前に三十アール、今度は取得前五十アールとい

うことになっておるわけでございます。

○川村清一君　だから私が申し上げておりますように、法律の本文にそういうふうな規定しておいて、そうして片方、政省令でもってその面をカバーすると、救済してやろうとしても、現実の問題として私はなかなか容易でない。行政指導される方も、とにかく法律論でもって押さえられて、かりにやっただとしても選別されるんですよ。そういうふうにあなたがおっしゃるならば、法律を改正しなくてもいいんじゃないですか。なんで法律を改正するのですか。時間がなければ私はやめまされども、お金があれば、農業を私はやりまされども、お金のなれば五アールの土地は取得できる。土地を取得し、まあちょっと農業をやった。

それなら今度は、そのほかの第二条の改正をすつと読んでいくという、今度は土地の保有面積は上限がないのでしよう。幾らでもこれは保有できる。結局お金さえあれば幾らでも土地は持てる。さてその土地は今度は無制限に売り渡すことはできませんけれども、しかしながらこれを農協なり、あるいは農地保有合理化事業を行なう法人に對して、あるいは農業法人に對してそれを貸し付けることができる。そうして不在地主も認めるというふうなことをすつとつないでみれば、これは現行の農地法というものは、農地というものは耕作する農民が保有すべきであるという原則、逆に言えば、耕作しないいわゆる地主、こういうものは認めない、否定するのだと、こういう思想にながっているのですよ。ところがいま私が申し上げたようなことをすつとやっていると、農地法の大原則であるところの、もちろん農地というものは耕作する農民が持つことが適当であるかもしれないけれども、農業のいわゆる体質改善といいますが、生産性の向上、近代的な農業経営を規制するためにつけた道というものは、どうあなただ方が御説明になつても、これはやはり地主というものを認めるということにもなりまされうし、農業経営そのものが大資本農業にだんだんとこの体質が変わっていく、しこうして、しまいにこれは欧

米諸国にあるような、いわゆる大農業経営に――いまは法人となつてゐる。法人といひましても、いわゆる農業法人でございしますが、将来においては株式会社、こういう法人にまで移っていくことにならないかどうか、絶対そういうことがないといふことを断言できるかどうか。

それから今度の改正は、現に行なわれている農地法でとられてゐる請負耕作であるとか、あるいはやみ小作というものをこれは追認する。現実の問題としてあるんだから、これを農地法の改正によつて、これは追認する。いままでは私生児であつたものを認める。こういう考え方にながらまされんか。

それから、きのうこの委員会で議論がありまされたところの、いわゆる擬製法人といつたようなものをつくることにもならないかどうか。で、きのう局長は、たしか河田委員の質問に對する御答弁であつたと思いますが、北海道の問題に關して、われわれはそういうことはしないというふうな御答弁でございまして、ところがこないことではないのです。私は北海道出身、特に私の家のあるところは日高といひまして、これは日本一の競争馬の生産の地域でございまして、なるほどまあ法律的な手続はちゃんとされてゐるのではありません。自民党のある有名な代議士は、私の地域におきまして個人で八百町歩の土地を持って、大牧場を経営してゐる。

〔理事亀井善彰君退席、委員長着席〕

それはどうやって一体、そういう土地を取得したのか、民間の所有地を八百町歩も、これは必ずしも原野とか山林ではない。農地法によつて規制されてゐる採草放牧地、これは農地です。これを取得してゐる。それからごく最近でございしますが、これは私がいま調べようとしてゐるわけでございますが、これも登記簿のほうを調べて見ると、何も農地法上においては誤りはなく手続はさされてゐるわけでございますが、実際の経営者は東京にある株式会社です。そこから金が全部出てゐるし、それからその牧場も農地転用をいたしまして、そうしていろいろな牛舎やりっぱな建物が

建っておりますが、これも工事契約は東京の株式会社をやつてゐる。ところがその経営はだれかというとなつてゐる。有限会社です。これが経営をやつてゐる。それは帳面づらは確かにそういうことになつてゐる。実経営は東京の株式会社をやつてゐる。これははつきりわかつてゐる。

現行農地法で、やはり裏をくぐつてこういうことができるのです。だとすれば、この農地法の改正によつて、こういうものがもう齒どめもなく幾らでもできるということになつてゐるんじゃないかと、いふおそれを私は現地の実態を知つてゐる者として大きく心配してゐるわけです。こういうふうな問題についてどう対処しようとしてゐるのか。

最後に倉石農林大臣にお尋ねするのですが、現行農地法のこの基本思想、理念というものは、これは変わらなかつた、しかしながら、農業を取り巻く社会的、経済的実態というものはなかなかそぐわないものが出てきた。ことをかえて言へば、現行農地法が一つの空洞化されてきてゐる。それは請負耕作ですね、あるいはやみ小作、こういうものが現実の問題として行なわれてゐる。この現実の問題を考へてみると農地法は空洞化してゐる。だから、現実に合わせて法律を改正していくかなければならないという議論に私はなつていくと思つてゐる。そういう議論はこれまで非常に危険な議論になつてゐる、ちよつと比べるにしても次元が違ひますけれども、前に倉石さんがこういうことをおっしゃつて問題を起こされたやうであります。たとえば現行憲法、日本憲法、これはあくまでも主権在民、民主主義の原理、絶対戦争否定の平和の原理、そして個人の人權を守る原理、この三つの原則において現行憲法といふものがある。ところが、現実の姿として自衛隊はばんばんばんばん拡大してゐる。いわゆる憲法の絶対戦争否定の平和の原則と現実の姿といふものはだいぶ違つてきて、憲法がすでに空洞化されたではないか。だから、この憲法を改正して実態に即するようにすべきではないかという議論に、これは次元は違ひますけれども、同

じ私は論理ではないかと思つてゐる。こういう点はどういふふうな解釈されますか。私はほんとうに一条ずつ問題を指摘して議論をしたいのでございしますが、残念ながらも時間がないのでやめまされ。

そこで、これは大臣にも、委員長にも聞いておきたいのです。私は六十一国会の衆議院の会議録をすつと調べてみました。そうしたら、この農地法の審議は、先ほど冒頭申し上げましたやうに、十日間やつてゐます。実質四十時間やつてゐます。そうして参考人の意見も聞いてゐます。現地に委員が派遣されて現地のなまの農民の方々の意見を聞いてゐます。こうして慎重審議した。向こうでは六十一国会でござんやつたんですよ。

だから、六十三国会ではいささかやつてこつちへ上がつてきた。ところが、当委員会は、参議院は農地法改正案の審議をするのは初めてなんです。この間じゅうからすつと皆さんの委員の方々の御意見を承つておられます。農地法と農協法とどういふ意味で二本一緒に並行審議になつたのかかわらないのですけれども、一緒になつてゐる。そうして大体は農協法の審議をされてゐる。この二本の、二十年間ささえてきたこの農地法というものを改めるといふことは、これはもう画期的な改正なんです。重大な問題なんです。これをすね、あんまり審議をしないで、それでせめてこれは通したいのだからこれを成立するように、会期ないかきやうこれやつてくれ、やつていただくと、こう期待されていらつしやる大臣のお気持ちと、それをやろうとする委員長の一休お考えと、この際ひとつお聞きして私は質問を終わります。

○國務大臣(倉石忠雄君)　農地法に關しましては川村さんおっしゃる、非常に大事なことをたくさんお話しただきまして、慎んで拝聴いたしましたわけでありまして、いまたとえばあやみ小作みたいなものがある。それを、そういうものを現実に追認するような考え方ではないかというふうなお話もございましたが、そういうことは少しも考えておりません。やつぱり先ほど申し上げており

ますように、現在のいろいろな農業を取り巻く諸情勢の中で農業というものをりっぱな産業として位置づけていきたい。そのためにはあらゆることを再検討しなければならない、そういう見地に立つて農地法の改正、またそれに付随してやはり農協を取り巻く諸情勢にも変化がありますので、そういうことに対応するために農協法の改正案を提出いたした次第であります、われわれといたしましては先ほども申し上げましたように、根本的にはやはり農地法のたてまえというものを、この考えを少しもくずしておらないのでありまして、そういう上に立つて現状にマッチするような改正をしてまいりたいと、そうすることによって初めて近代的農業が育成されていくのではないかと、このように考えて改正案を御審議願っているわけであります。

○委員長(園田清充君) 委員長は各党理事と協議して円満に運営をしておるつもりでございますので御協力願います。

○北村暢君　私は、もう先ほどから質問が続けられておりますが、どうも時間の関係であと十五分くらいしか質問する時間がないようでございますから、ごく簡単に一、二の質問をいたしまして終わりたいと思いますが、いま川村委員からも出ておりますように、今度の農地法の改正は、農地法制定以来画期的な改正でございますが、そこで、いま大臣から御答弁がありましたように、農地法の精神はこれを守っていくのだ、こういうふうに言われておるのでありますが、まず第一点、農地の所有に関する上限面積の撤廃をした、このことについてとにもかくにも本人並びに世帯家族の者が農業経営をし、そうして常時農作業に従事しておれば、どれだけ農業労働者を雇用しても制限はなし。そうして面積の所有制限も一挙に撤廃をした。従来まで都府県で三ヘクタール、北海道で十二ヘクタールというものを一挙に撤廃したということは、これは当然私は農地法の精神が言え、一挙にこの上限を所有制限を取っ払っちゃう、ということとは、これは無謀ではないかというふう

に思うんです。「総合農政の推進について」における自立経営農家の今後の経営面積についても、政府は今後十年後に目標を置いて、四ないし五ヘクタールという自立経営農家を育成する。これすらも経営規模拡大していくというのであります。が、非常に困難であるということを行いながら、反面、上限を取り払うということについて、ほかに意図があるのかないのか。この点をまずお伺いしたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 今回の改正案では、農地等の権利を取得する場合に、本人のまたは世帯員のどれかが耕作すべき農地等のすべてについてみずから耕作の事業を行ない、そしてまた、かつその農作業に常時従事する場合でなければ、農地等の権利取得を認めないこととしたしておりますので、上限面積とそれから雇用労働力に制限をいいたさなくても弊害を生ずることはないではないか。われわれはこう思うんであります。特に最近における農業経営の多様化に伴いましてくだものとか、畜産等の部門でも、みずからも農作業に従事しながら、その不足する労働力について、雇用労働力をかなり用いて経営規模の拡大等をはかりたいとしたしておる農家がかなりありますので、したがって、画一的な面積基準によって新しく伸びようといえます規模拡大の芽をつむことは、かえっておもしろくないではないか、こういうふうに考えておるわけであります。

○北村暢君 農地法が自作農主義を貫いているといふことはしばしば質問からはつきりしているものでありますが、いま農業政策について、農民側の要求ではなしに、経団連その他から、日本の農業は、自作農ではなしに企業農業に志向すべきである、資本主義的な経営というものを取り入れるべきである、こういう農業に対する提言がございます。これはもう御存じのとおり、そういうものを取り入れる道をこの上限を取り払ったことによつて、可能であるという方向に向かうのではないかと、こういう心配が、心配というよりもこういう方向がよいのかもしませんが、そういう方向に

道を開いたのではないかというふうに思われますが、これの運用についてどのように考えておりますか。

○國務大臣(倉石忠雄君)　いまの政府は、ただいまお話のございましたような考え方を少しも持つておりません。ただいま経団連のお話が出ましたが、経団連が何を言つておるか、まだ私は詳細にはよく存じませんが、いまお話のようなことで農業というものの経営主体をだんだん転換させていくような考えは、われわれには毛頭ございません。これは、しばしば本改正等を議會で御審議を願う最中にわれわれが申し上げておるとおりであります。

○北村村君 次に下限面積についてお伺いしますが、下限面積については、いま川村委員からもお話しありましたが、従来は三十アールの所有者でなければ農地の権利を取得することができない、法律のたてまえは。政令で、それ以下でも取得後三十アールであればできるようにしておる。こういう御説明もありますが、今後の規定は五十アール以上でなければならぬわけですね。取得後五十アールでなければ。したがって、三十アールのものが十アール取得して四十アールになるということは、法律的には認められない。

したがって、お伺いしたいのは、そういう場合であっても、三十アールのものは政令その他において権利を取得することが可能なようになるのか、どうなのか、先ほどの話では五十アール以下であっても運用によって農業が行なえるものは可能だと、こう言っていますが、そういう点はできるのかどうかあらためてお伺いしたい。

○国務大臣（倉石忠雄君） 政府委員から申し上げ
ます。

○政府委員(中野和仁君) ただいま川村先生の御質問にお答えを申し上げたとおりでございます。まして、法律の改正が取得後五十アールということになっておりますから、いま御設例の三十アールの農家が十アールを取得するということは原則としては許可にならないわけでございます。しかし、そ

れたからと言って、全部だめだということを申し上げたわけではございませんで、その農家が、たとえばハウス経営等集約経営をやっている場合、これは農業に将来見込みがあるということで許可されている場合がございます。それから、地域的に申し上げても、非常に零細な経営地帯、またこれを一律に五十アールということをきめますれば、ほとんどの農家が農地の取得ができないということになりますので、その場合は、知事が農林大臣の承認を受けまして、その指定されました地域は、たとえ三十アールに下げるといことが可能である。現に現行法でもそういう運用をしておりますで、約二千ぐらいの市町村は、現在の三十アールを二十とかあるいは十五に下げているという事例がございますので、その辺の運用は十分慎重に取り扱いたいと考えております。

○北村暢君 次に小作地の所有制限についてお伺いいたしますが、今回の改正で離農して他町村に

移るものについては在村地主と同様に平均一ヘクタールまでの小作地の所有を認める。こういうことになっておりますが、これを私は長い間自作農としてやってきた人が何かの都合でどうしても土地を離れなければならないという人について小作地の所有を認めるということはやむを得ないとしても、これを所有者並びに相續者が無期限に所有するということについてはこれは不在地主を認めることで、不在地主を、私は根本的には認めるべきでないという立場に立っておりますが、これを無期限に認めるということにはどうかと思う。それから、生産法人その他の非営利法人等の場合は面積についても制限がない。その場合の不在地主もまた認めておるわけです。これは完全に不在地主というものを認める結果になりますか。私どもはせいぜいこれは十年——小作地というものを私どもは、八年から十年、小作人はしんぼうをすれば自作地として将来自分が所有できるんだと、こういう望みを持って小作人は努力してる。まあ大体その限界が八年から十年というのが、これは農地問題の権威の人が言われている。したがって私

どもは、せいぜい認めても一代限り、十年というのが適当であると、このように思うのです。ところがこれは全然制限がないということについて、これがあつた方は自作農主義というものを貫くといふことを言ひ得るのでしょうか。これは私どもは自作農主義というものを大幅に譲歩した考え方である、緩和した考え方だと、このように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御存じのように、農家にとりましては農地というのはまあ先祖伝来の基本的な財産でございますし、したがって農地への執着が強いわけでありまして、これを自分の一代だけで手放すということにしなければならぬのは、貸すほうでも思い切つてその気に踏み切つてなれないではないかと、まあそういうふうな農家には感情があると思うのであります。それからまた、農村では、その経営の主体は必ずここに

移つていても、所有名義を変更されないで、おじいさんの名前なんかでもずっとやつてゐるような例もたくさんあるわけですね。そういうふうなことから、その小作地の所有期間を一代限りとしたり、十年間に限つたりいたしましたのでは、実際の農家の心情としては貸す気持ちになれないのではないか、こういうふうなわれわれも思うわけでありまして、したがって、離農にあたりまして農家間で賃貸をするような場合には、その小作地所有を二代認めることとしたわけでありまして、また、小作地所有が認められております間にその小作地が借り手に渡り渡されることも期待されるのでありまして、そのほうが現実的ではないかと思ふわけでありまして。

で、後段のほうは政府委員からお答えいたします。○政府委員(中野和仁君) 農協への経営委託あるいは生産法人への貸し付けには、われわれとしまして、これは昨日からの御議論にも始終出ておりましたが、政策的に好ましいものであるというふうな考へております。そこで、その対象となりました農地につきましては不在地主となりまして

小作地の所有を認めるということにしたわけでございますが、この場合でもやはり、先ほど大臣が個人の場合御答弁になりましたように、離農後十年に限るというようなことにもいたしましたれば、その法人としての経営ということがなかなか成り立たないということでございますので、やはり法人の経営をやつてゐる間にその農家があるいはその法人に貸してゐるのを売るといふふうなこともわれわれ期待をいたしまして、政策的に、先ほど申し上げましたようにこの場合は一ヘクタールという制限を置かないで、農業生産法人の経営なり農協の経営委託を進めるといふふうなわれわれ判断したわけでございます。

○委員(岡田清充君) 他に御発言もなければ、面案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員(岡田清充君) 御異議ないと認めます。達田龍彦君から委員長の手元に面案に対してそれぞれ修正案が提出されておりますので、この際修正案を議題といたします。

達田君より面修正案の趣旨説明を願ひます。達田君。

○達田龍彦君 この際、農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案を日本社会党を代表いたしまして私から提出いたします。

面修正案の案文につきましてはお手元にお配りいたしました文書で御了承願ひのこととし、朗読をこの際省略いたしまして、修正案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、農地法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

すでに当委員会における質疑応答を通じて明らかにされておりますように、政府案は、自作農主義に土地の効率的利用をつけ加えるとの名目のもとに、小作統制を大幅に緩和し、零細農の締め出しを實行し、富農的、資本主義的農業経営の出現さえ可能な、農地制度の全面的な緩和を行な

おうとしております。私どもも現行農地制度の若干の手直しはやむを得ないと考えますけれども、現に大幅に空洞化している現行制度の運用に對してほとんど見るべききめ手を意図することなく、現状追認的な改正を行なうことは、本制度の空洞化に一そう拍車をかけるおそれ強いといわなければならない。

農地価格が自作収益価格の水準に落ちつくまでは農地法は必要である、という考え方は、農地法発足当初の基本的な考え方でありました。農地価格が農業採算価格を大きくこえる水準で形成されているという現実は、日本農業の矛盾を如実に示しているものであります。したがって、農業の内部にも地価を押し上げる要因があるとされて

今日、目前の現象的な事態にまどわされて小作統制を大幅に緩和することはつししまなければならぬのであります。特に、小作地所有制限、賃借の解約等の制限及び小作料最高額統制の制度を同時に大幅に緩和することは、縮小の傾向にある小作地を再び増大させ、自作農主義の形骸化をもたらしただけでなく、所有が経営に優越し、小作料水準が農業経営を圧迫して、農業の発展を阻害するおそれ強いのであります。その上、近い

将来農地の流動性は加速度的に高まると政府自身も認めているのでありますから、政府原案では、自作農主義に即した所有権移動による流動化する、小作権設定による流動化に方向転換する危険が強いのであります。一口にいへば、政府原案は、土地の効率的利用に名をかりた階層分解促進法案であり、自作農主義とは正反對の小作農創設法案であります。

わが党は、このような立場から、自作農主義本来の趣旨に即しつつ、農業の動向に即応した改正を行なうべきであるとして、本修正案を提出した次第であります。

次に、お手元にお配りしました修正案要綱によつて、修正内容を説明いたします。

修正点の第一は、第一条の目的についての改正規定を削除して、現行法のとおりとすることである。

修正点の第二は、農地等の権利移動統制に関するものであります。

まず、政府原案の上限面積及び雇用労働力制限の全面的な廃止につきましては、先進国の多くが一定以上の規模拡大を規制してゐること、自作農主義がわが国の実情に最も適してゐる、資本主義経営は望みがたいこと等からこれを存置することとし、最近の動向に即して上限面積を現行の二倍に引き上げる。すなわち、北海道二十四ヘクタール、都府県平均六ヘクタールとし、この上限面積をこえても、主として自家労働力によつて効率的に農業を営める場合は、現行法同様権利を取得できるものと修正してあります。

次に、下限面積制限につきましては、政府原案は、都府県の取得前三十アールを取得後五十アールに改正しようとしております。しかし、たとえば政府資料によれば、昭和四十三年の所有権有償移転の都府県における一件当たり面積は平均十一アールでありまして、現行法で権利取得を認められて三十ないし五十アール層の中には、この改正により、本人に農業に精進する意思と能力があつても、締め出されてしまふ不合理が生ずるのであります。したがって、三十アール以上層については現行法どおりの規定とし、それ以外の者については取得後五十アール以上にするとしようが政府原案を修正する趣旨であります。

次に、国が自作農創設の目的で売り渡した農地等、すなわち、いわゆる創設農地につきましては

は、永久に貸し付け禁止となっている現行法を、政府原案では、売り渡し後十年を経たものは貸し付けることができるとしておりますが、この点については政府案に同調するものであります。農業経営の状況、通作距離等から見た効率的利用基準に関する改正点につきましても同様であります。

次に、農業生産法人の要件につきましても、政府原案は、六つの要件のうち、借入地面積制限、常時従事者の議決権要件、雇用労働力制限及び出資配当制限の四つを廃止して、土地提供者であり、常時従事者である構成員がその法人の業務執行権者の過半数という要件を設けることにしております。しかし、自作農の発展形態として存在する農業生産法人の要件を、このように大幅に緩和することは、土地取得が目的の投機的な生産法人や、資本に牛耳られる生産法人が発生する危険がありますので、廃止される四つの要件のうち、借入地面積制限及び出資配当制限の二つの要件を現行法どおり存置する修正を加えようとするものであります。

次に、農業協同組合が組合員等から委託を受けて農業経営を行なう場合の権利取得を認めるとの政府原案につきましては、同調いたすものであります。農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人の権利取得及び転貸も同様であります。しかし、これについては、農林大臣または都道府県知事の非営利法人が行なう合理化促進事業に対する監督規定を検討いたしました。農地法の体系上断念した次第でありまして、政府当局におかれましては、私どもの意のあるところをくみ取って運用の適正を期していただきたいのであります。

次に、政府原案では、三条統制の許可権をかなり大幅に農業委員会に委譲することにしてあります。しかし、農業委員会につきましても、せつかく選挙制度がありながら無投票当選者が多いこと、転用統制をめぐって不正事件を起こしたこと等からみて農業上最も重要な土地の権利移動に関する許可権をみだりに変更すべきでないとの見地から、現行どおりとする修正を加えることにいたしました。

修正点の第三は、小作地所有制限に関するものであります。政府原案によりますと、かなり大幅に不在地主を認めることにしておりますが、これは農地法上からみれば重大な改正点であります。われわれ社会党といたしましては、自作農主義に大きな風穴をあけることとなる政府原案に対して全面的に賛成することはできません。

まず、政府原案は、一定期間以上在村し農業を経営していた者が離農する場合、離農者及びその相続人に限り在村地主並みの平均一ヘクタール以内の小作地の不在地主たることを認めることにいたしております。われわれはこの思想には基本的に反対であります。しかし、現在の社会情勢や農業の事情を十分勘案いたしまして、自作農として精進してまいりました土地所有者が諸般の事情によつて離農離村しなければならぬ場合には、その所有者及びこれと苦楽を共にしてきた配偶者に限って、十年間だけ在村地主並みの不在地主たることを認める修正を加えることにいたしました。これは、離村した土地所有者に対して、政府案のごとく、将来にわたつて農業経営への復帰をあまり予想しない考えではありません。この修正は、不在地主が今後社会事情の変化によつて帰農をよぎなくされる場合に備えてそれが可能な余地を残しておくと同時に、その農地の耕作を引き受けた小作人については、ほとんど無期限にわたつて所有の機会を与えない政府案とは逆に、十年間の経過期間の後には、自作農主義の原則に立つて所有の機会を与えるという配慮によるものであります。配偶者を合めての一代限り、十年間の不在地主を認める修正の趣旨は、以上のとおり、政府案と大いに異なっている点をこの際強調したいのであります。

次に、政府原案では、農業生産法人の構成員がその法人に貸し付けている小作地及び農業協同組合が組合員等から委託を受けて農業経営を行なっている小作地につきましても、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が借り受けている小作

地などと同様、小作地所有制限の適用を除外して、何ヘクタールでも、また不在地主となつても所有を認めることにしております。しかし、農業生産法人の構成員につきましても、生産法人が自作農の発展形態として位置づけるべきものでありますだけに、全面的な適用除外は不合理であります。また、農協の受託経営地につきましても、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人の場合と同様、進歩的な側面も認められなければなりません。この事業は盛んになればなるほど組合員の脱農を促進し、員外利用制限の規定に触れないようにするためにも組合員の特例を設けなければならず、相続後はそれでもなくなるといふ矛盾をもつていふのであります。したがって、この二つの場合については、不在村地主は離村後十年間に限って、小作地所有制限の適用除外とする修正を加えることにいたしました。これにより、在村地主は一般の小作地と同様平均一ヘクタール以内とし、不在地主には十年後は小作地の所有を認めないというところになるわけであります。なお、この措置はさきの場合と同様、所有者とその配偶者が相続した場合に限り認めるものであります。

次に、小作採草放牧地に所有制限を適用しない点については、現下の事情等を勘案いたしまして、政府原案と同じであります。

修正点の第四は、農地等の賃貸借の解約等の制限につきましても、政府原案の改正事項をすべて削除することでありまして、すなわち、政府原案におきましては、引き渡し前六か月以内に成立した合意解約、十年以上の定期賃貸借と水田農作の更新拒絶については知事の許可を要しないことにしようとしております。しかし、この改正案の企画が伝えられただけで土地取り上げや小作料引き上げが行なわれたといわれる昨今の情勢であります。

最初に申し上げましたように、地価や小作料が農業採算価格から大きくかけ離れている現状におきましては、地主と小作人が対等の立場で交渉する場合はまだ十分成熟していないとみなざるを得ないのであります。これがこれらの改正規定を

削除する理由であります。

修正点の第五は、小作料の規制に関するものであります。政府原案は、一筆ごとの小作料の最高額統制の制度を廃止して、標準小作料の制度を設け、あわせて当事者の増減額請求権の規定を設けることとしております。小作料の規制をこのように大幅に緩和する場合は、おそらく、小作料の水準は現在のやみ小作料程度に上昇するであろう。政府の答弁によれば、平均二俵程度、金額にして一万六千円程度ということでありまして、しかし、三俵、四俵あるいは四俵半といった事例は枚挙にいとまがありません。その上、請負耕作の場合は、作業請負的な実費方式、受託者の取り分を一定にした委託方式、委託者の取り分を一定にした小作方式の三つがあり、小作方式よりも委託方式が、また委託方式より実費方式の方が地主の取り分は一般に高率といわれております。ところが、政府原案によりますと実費方式を合法化した農協の経営受託事業が正式に認められますし、作業請負は農地法に抵触しないものとして今後も行なわれるわけでありますから、権利内容に大きい差があるといつても、小作料水準を押し上げる効果は大きいでありましょう。政府が考えている標準小作料においては、新たに経営者利潤を折り込みたいとの説明であります。その一方で実費主義の経営委託と作業請負とが併存したのでは、小作料水準がこれらに影響されることは明らかであります。加うるに、何よりも重要なことは、農村社会には小作料水準について一定の常識的な水準があり、この水準を大きく越える高率小作料の場合は小作人の側にその小作地について先買権を行使できる期待意識があり、この水準を大きく下回る小作料の場合は、地主の都合に応じていつでも土地取り上げに際する意識がある。また、その常識的な水準とは凶年の年でも取れる収穫量の半分であるということでもあります。これは地価問題に造詣の深い阪本東大教授の説であります。もしこれが事実とすれば、小作料は少くとも三俵程度に上昇する可能性があるわけであります。

したがって、小作料の規制を緩和すること
は反対であります。この修正案は、最高額統制の
制度を存置し、標準小作料や増減額請求権の規定
を設けることを取りやめることにしております。

ただし、現行のような全国一律方式は現地の実態
に適合しない面も考えられますので、最高額統制
の制度を存置するという前提に立って、その額の
設定につきましては、農林大臣が都道府県ごとに
生産条件、農業経営の状況等を参酌してこれを定
める規定を新たに設けることにいたしております。
なお、このような修正に伴ない附則第八項第
九項等の残存小作地に十年間最高額統制を継続す
る規定を削除することにいたしております。

草地利用権につきましては、社会党としても賛
成でありますので、修正を加えておりません。し
かし、政府の考えているように、現行法にある未
墾地買収の規定を撤廃して、それにかわる措置と
して草地利用権制度を新設したとき消極的な運
用を行なうことには賛成できないのであります。
必要な場合に十分未墾地買収の制度を活用する
という積極的な姿勢のもとに、草地利用権制度を新
設してこれを補完するという趣旨で政府案を認め
るものであります。

第六の農業委員会等による和解の仲介制度の整
備につきましては、権利移動統制の許可権者を現
行どおり知事主体にしたこと、小作地所有制限、
賃貸借の解約等の制限、小作料の規制等の小作統
制の主要な規定をほぼ現行どおりに戻したことに
より、当事者間の自由な話し合いにゆだねる部分
が少なくなることなどから、このような規定を設
ける意味がなくなりますので、これを削除して、
現行に戻すことにする修正を行なうことにしたわ
けであります。

第七の「その他」につきましては、開拓財産の
無償譲与と違反転用に對する行政命令の規定を設
けることにつきましては、当然の措置でありま
すので、政府案に同調するものであります。た
だし、違反転用に對する行政命令につきましては、
米の生産調整の一環としての水田転用促進策が進

められている際でもあり、せっかく新設された伝
家の宝刀も画餅に帰するおそれなしとしないので
あります。農業地域の優良農地を積極的に確保
し、単なる投機的な土地取得であることが明白な転
用に對しては、この規定を積極的に活用すること
を期待いたします。第七の「その他」に記載した
事項はすでに申し上げたとおりであります。

以上が、農地法の一部を改正する法律案に對す
る修正案の趣旨であります。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案に
對して、この際修正案の趣旨と概要について御説
明申し上げます。

まず政府の提出案について見ますと、本委員会
の質疑を通じて、その問題点が指摘されている
ように、協同組合原則に立った正しい観点からの
組合の管理運営に反するような改正点が見受けら
れますと同時に、また一面においては転用相当農
地等に関する事業のごとく、農協の真の姿からし
てかけ離れた事業を取り入れる等、部分的な改正
事項のみに走っている結果、無定見で農協の健全
な発展に阻害条件となると考えられる改正規定
が多いのであります。われわれは全面的には賛
成することができないのであります。

そこで以下わが党の立場から政府案に對して、
具体的に修正案を提出して、これを是正しようと
するものであります。

第一には、農業協同組合による農業経営の受託
制度についてであります。

この改正規定は農協に新しくその事業の能力を
与えるものであります。出資制農業協同組合が
組合員の委託を受けて、農業の経営を行なうこと
ができることとして、政府案につきましても、
農民の兼業化の実情に對処し、農地の集団的利用
等をねらいとして、農協による農業生産面に關す
る事業の整備を指向している点が見られ、われわ
れもこれを承認するものであります。しかし、政
府の改正案はこの受託事業について、適正な事業
実施方針をとるための、具体的な根拠規定を欠い
ているのでありますから、法律事項として、たと

えば信託規程等の例にならない、農業経営に關する
委託規程を定め、行政庁の承認を受けることとす
る規定を加えようとするのが、この修正案の内容
であります。

第二には、組合の農地供給事業に關する規定に
つきましては、地域農民の実情に沿い、わが國農
業が経営規模の拡大、農地の集団化等の円滑化を
はかる方向づけの一つと考えられる趣旨から、政
府案に同調いたすわけでありましたが、この事業の
目的と実効をあげるには、農民の営農意欲に適合
した厳正な運用条件が必要であります。すなわ
ち、われわれは農協が民主的な農民の協同組織で
あり、全組合員へのサービスを本来の使命として
いる点に鑑み、この農地供給事業は、農地法
改正によって認められる農地保有合理化事業の一
環としての性格を持つものとはいえず、農協が事業
主体となりますので、事業運用上において十分な
規制が加えられるべきであると考えます。また事
業の実施にあたっては、協同組合の運営原則をみ
だりに逸脱させないための指導を徹底するよう要
請いたします。

また政府案による出資組合は、組合員の委託等
により、転用相当農地等の売り渡し及び区画形質
の変更の事業を行なうことができるとしている改
正点に對してであります。

この点については、農協法第一条の目的からし
ても、農協の性格にはなじまず、その本来の事業と
は異質のものと判断せざるを得ないのでありま
す。われわれはこの改正事項を恒久規定として加
えることには反対であり、農協の性格、機能をた
だ単にいまいにするものでありますので、政府
案に對しましては、この改正部分を全面削除する
よう修正の提案をいたします。

第三には、政府提案にかゝる信用事業にかゝる
規定の整備についてであります。この事項は、農
協の現状を判断いたしましたとしても、地域住民の実
情、他制度等にも準じた資金貸付のあり方として
限定的な員外利用の取り扱いに關連する改正であ
りますので、政府原案どおり認めることとするの

であります。

第四には、農業協同組合連合会等の会員の一会
員一票制の特例規定の追加部分に關してでありま
す。この規定は、政府案では農協連合会、中央会
の会員の議決権、選挙権を二個以上不平等に与え
ることができるとする措置でありまして、われわ
れの考えからこれを見ると、承認できないところ
であります。もともと農協は組合員各人の共同の
利益を確保するための平等な権利に基づき、相互
扶助組織であるところに協同組合の理念も置かれ
ているのであります。

今回のこの改正措置は、単位組合を除いたもの
であるといえ、組織運営を片寄らせる危険を含
み、一會員一票制を正面からくずすものでありま
す。よって政府提案の改正点を削除して、農協運
営の健全性を確保しようとするのが修正の趣旨で
あります。

第五には、現行法に規定されている役員を選任
制についてであります。これは政府案において触
れていない事項であります。組合の役員は、協
同組合民主主義の観点からいいますと、組合員
の選挙によることが本筋であることは異論のない
ところであり、選任規定の必要性は少ないと考え
られます。そこで、現行法第三十条第九項による
例外規定である総会における役員を選任規定を削
除することといたしたいと存じます。

第六には、総代会制度の改正規定についてであ
ります。政府案は、総代会の権限の強化をはかる
こととし、従来でなかった役員改選または選
任及び定款の変更の議決をなし得ることとし、ま
た、解散及び合併については総代会で議決をし、
これを組合員投票に付し、三分の二以上の多数に
よる賛成を得ることによっても行なえることとし
ております。

これに對し、われわれといたしましては、組合
員の意思を反映させる手段として、組合運営の基
本とされる総会はできるだけ正しく活用されるべ
きであるとする趣旨から、この政府案のうち、総
代会において役員を選挙及び定款の変更の議決が

できるといふ点については賛成できないのであります。

そこで、これを修正し、役員の選挙については総代会においてはできないこととし、総会において総代の選挙と同様に役員の選挙を行なうとするものであります。定款の変更については単に総代会の議決で済めるのではなく、総代会の議決を経て、さらに組合員の投票による三分の二以上の多数決の例にならなければならないこととする手直しをいたしておるのであります。

また、総代についての代理は、現行法の規定を修正し、総代については代理権を認めないこととして、可及的に広く組合員の意見を汲み取り、充実した総代会の運営を進めるように提案いたしておるわけであります。

第七には、農事組合法人の要件の緩和については、農家の兼業化の進展、農民転職等、その流動的な実情と農業の発展過程における一定限の組合員資格及び員外従事者に関する制限を改善する必要性があるものとして、これを承認することとしたのであります。しかし、農地法改正案で見られるような不在村の土地所有を大幅に認めるという方向は、厳に規制する必要があることをここで強調したのであります。

以上農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明といたします。何とぞ両修正案が委員の皆さま方の御協力により可決されんことを期待申し上げ、説明を終わります。

○委員長(園田清充君) それでは、ただいま御説明のありました両修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようでありますから、質疑はないものと認め、これより両原案並びに両修正案について一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○北村暢君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました達田君提出の修正両案に對

し賛成、政府の両案に反対の討論をいたします。私は、具体的反対理由を申し述べ前に、両案提出の経過にかんがみ、わが国農業の現況について言及せざるを得ません。

政府は本年二月、「総合農政の推進について」の方針を決定し、その一環として、農地法、農協法の改正案並びに農業者年金法を提出し、その成立のために異常な熱意を示したのであります。このことは今日の日本農業が完全に行き詰まっていたことを政府のみならず告白了とも同然であると言わなければなりません。農業の行き詰まりの実態は、第一に他産業との所得格差の是正の目標は、三十五年以来、生産者米価の連続の引上げによつてかろうじて所得格差は大幅な開きにに至らなかつたのであるが、昨年の米価据え置きに結果、農家所得は対前年比二%の減少となり、所得格差の拡大は決定的となつたのであります。

今後当分、国際価格との関係からも農産物価格の上昇を期待することはむづかしく、このままでは基本法の所得格差是正の目標は放棄しなければならぬといふところに迫り込まれている実情であります。

第二に、重要施策の選択的拡大については、政府の無計画な生産政策によつて、米過剰の深刻な事態に当面すると同時に、ミカン、乳製品など一部の成長作物にも過剰傾向があらわれていると言われております。その反面、大豆、麦類、濃厚飼料などは大幅に減産し、輸入に依存してあります。食用農産物の総合自給率は四十三年度は、昨年同様八三%であるが、米を除いた自給率は六九%で、飼料を含めると五〇%台に低下すると言われております。まさに過剰と不足の併存で混乱状態であります。

第三に、農業就業人口は大幅に流出し、農地の移動も相当行なわれているにもかかわらず、経営規模の拡大には結びつかず、兼業農家が激増しております。そのため農業従事者の高齢化、婦女子化が進み、労働力の質的低下は避けられない状態にあります。さらに構造改善の重要施策である自立

経営農家は、四十三年度は全農家の一二・九%から九・九%に減少し、四十四年度は米価の据え置きでさらに減少が見込まれております。このように基本法農政の実績は、政府の意向とは逆の方向に進み、日本農業を取り巻く情勢はきわめてきびしいものがあります。いま農民は米価の据え置きで所得の低下に苦しみ、その上、食糧制度がくずれおどかされておられ、米の生産調整に半強制的に協力させられておられます。昨年は作付転換、休耕の区別なく補償金をもらうことができたがことしは補償金がどうなるのだろうか、米のかわりに一体何をすればよいのだろうか、農家の将来に大きな不安を抱き、政府に対する農民の政治不信はたいへんなものであります。政府は農民の怒りをしり目に総合農政を打ち出し、農業の危機打開の特効薬のように宣伝していますが、農民の納得するような具体的対策は何一つ見出すことができません。

農業基本法を制定して十有余年を経た今日、その主要な政策目標の達成にはほど遠く、将来の見通しもまた暗たんたるものがあります。日本農業を今日のきびしい状態におとしれた政府の責任はきわめて重大であることを指摘しなければなりません。

以下、改正案の具体的内容について反対の理由を明らかにしたいと思います。

まず第一に、農地法の目的改正についてであります。政府案は現行法の基本理念である自作農主義に「土地の農業上の効率的な利用を図る」ことをつけ加えたのであります。土地の効率的利用が重要な課題であることは申すまでもありませんが、耕作者自身がその農地を所有する自作農主義が土地の効率的利用上最も理想的な形態であり、あえて効率的利用をうたふ必要はないわけであり、また、にもかかわらず、これを加えたことは、土地の効率的利用の名目のもとに小作統制を大幅に緩和し、零細農家を締め出し、富農的、資本主義的農業経営の再現さえ可能な農地制度の全面的な規制の緩和を行なうとする意図にはかならない

のであります。私も、農地の流動化そのものに全面的に反対するものではありません。現行農地制度の若干の手直しはやむを得ないと思いますが、現にやみ小作の横行など現行制度の運用が乱れていることに對し、適正運用のきめ手を用意することなく現状追認的な改正を行なうことは本制度の空洞化に――そう拍車をかけるおそれ強いと言わなければなりません。

政府の改正案は農地価格の高騰に対する基本的な安定対策を放棄しているため、所有権移転による農地流動化は困難であることを認め、安易な賃借権あるいは小作権の設定による流動化を大幅に取り入れようとしているのであります。

わが党は、農地法の基本精神である農地は耕作農民が所有することの原則を堅持しながら、農業の動向に即応した農地の流動化を促進すべきであることを強く主張するものであります。

第二は、農地等の権利移動の制限緩和についてであります。

その一は、農地所有の上限面積及び雇用労働力制限の全面撤廃についてであります。

政府案は、所有者または世帯員がみずから農業を行ない、かつ農作業に常時従事すると認められれば雇用労働力は幾ら使用してもよく、現在の農地所有制限の土限面積、都府県三ヘクタール、北海道十二ヘクタールを全面的に廃止し所有制限は受けないことになるわけであり、政府は総合農政の推進の中で自立経営農家の中核的でない手として育成するところだとしているにもかかわらず、農地の所有制限の全面廃止は選別政策を明らかにし零細農家の思い切った締め出しを実行することによって富農的、資本主義的大規模農業の実現の道を開いたものと断ぜざるを得ません。

わが党は現行農地法の基本的理念である自作農主義に立つ限り所有制限を維持することは当然であると考えます。しかし、農業技術の進歩によって上限面積の合理的な改定もまた当然のことであり、わが党は現下の農業事情、技術水準などを

勘案し、上限面積を現在の二倍の都府県平均六ヘクタール、北海道二十四ヘクタールとし、家族労働力による場合は現行どおり制限を越えてよいことにすることが最も妥当であると強く主張するものであります。

その二は、下限面積を現在の取得前三十アールを取得後五十アールに改正することは零細農の切り捨てに通ずる考え方であり、少なくとも取得前三十アールの既得権は認め、取得後五十アールは規程の三十アール以下のものに限定すべきであります。

その三は、農業生産法人の大幅な要件緩和については、土地取得が目的の擬装法人や大資本に牛耳られる法人の発生をおそれがありますので、借入地面積制限及び出資配当制限の二つの要件は現行法どおり存置することが適当であると考えます。

その四は、政府原案の三条統制の許可権を農業委員会へ大幅委譲することは無理であり、最も重要な土地の権利移動に関する許可権者はみだりに変更すべきでないと考えます。

第三は、小作地の所有制限の緩和についてであります。

政府案は一定期間以上在村し農業を経営していた者が離農する場合は、その離農者及びその相続人に限り半永久的に在村地主並みの平均一ヘクタール以内の不在地主となることを認めることとしておりますが、われわれは不在地主を認めることには基本的に反対であります。しかし、現在の社会情勢や農業の事情を勘案して、離農離村する本人及び苦勞者とともに在村地主を認めることはやむを得ないと考えます。十年間の経過後は、自作農主義の原則に立つて小作人に小作地の所有の機会を与えるべきであることを強く主張するものであります。

農業生産法人の構成員がその法人に貸し付けている小作地、農業協同組合が経営を受託している小作地などは小作地の所有制限の適用を除外して

いるが、これらの小作地の不在地主も前と同様に十年間に期限を限定すべきであります。

第四は、耕作権の保護の緩和についてであります。

政府案は引き渡し前六カ月以内に成立した合意の解約や十年以上の定期貸借と水田裏作の更新拒絶については知事の許可を要しないこととしております。これは明らかに耕作権保護の後退であり、高地面積や小作が農業採算価格から大きくかけ離れている現状では地主と小作人が対等の立場で交渉する環境はいまだ十分成熟しているとは言えないのであります。合意の名のもとに一方的に土地取り上げが頻発することも予測されますので、耕作農民の生産意欲の低下を防ぐために許可制度は継続すべきであります。

第五は、小作料統制の撤廃についてであります。政府案は一律小作料の最高額統制を廃止して、標準小作料の制度を設け、あわせて当事者の増減請求権の規定を設けることとしております。政府は標準小作料は十アール当たり平均二俵程度、金額にして一万六千円程度を考へていようであるが三俵、四俵の例は幾らもあり得る。さらに各種の請負耕作などの実費方式も小作料水準を押し上げる作用をすることは明らかであります。

小作料統制の撤廃による農地流動化の効果を期待する政府の意図に反して、小作料の上昇が地価問題の解決を困難にし、農産物価格上昇を刺激するなどの物価政策に混乱を与え、あるいは当事者間の紛争を激化させるなど思わぬマイナス効果や弊害を誘発することが予想されるのであります。農業の健全な発展のために小作料の統制撤廃は断じて行なうべきではありません。ただし、規制の全国一律方式は地方の実態に適合しない面も考えられますので、最高額統制を維持する前提で農林大臣が都道府県ごとに生産条件、農業経営の状況等を参酌してその額を定めるよう規定の整備を行なうべきであると考えます。

次に、農業協同組合法の一部改正案に対し、反対の理由を申し述べます。

政府はこの改正案で、農協の事業の拡大並びに組合管理運営の簡素化などを行なうとしておりますが、農業協同組合は農民の協同組織であるという基本原則に反する便宜主義的改正が見受けられると同時に農業協同組合の健全な発展と民主的的管理運営に逆行するものが多く全面的には賛成することができません。

第一は、組合員の委託による農業経営の受託制度についてであります。

この改正は農地法の改正に伴い農業協同組合が新しく農業生産面に関する事業の整備を指向するもので賛成であります。しかし、政府の改正案はこの受託事業の適正な実施に関する具体的な根拠規定に欠けているのであります。たとえば信託規程等の例にならば、農業経営に関する受託規程を定め、行政庁の承認を受けることの規程を設け慎重を期すべきであります。

第二は、組合の事業範囲の拡大についてであります。

農業協同組合が農業の目的に供するための土地の売り渡し、貸し付けまたは交換の事業を行なうことは、農地保有合理化事業の一環であり農地流動化のため必要な事業であることからこれに賛成するものであります。しかし、もう一つの出資組合が組合員の委託を受けて転用相当農地等の売り渡し、及び区画形質の変更の事業を行なうことは農協法第一条の目的からしても農協の性格になじまず、その本来の事業と異質のものと判断せざるを得ません。したがってこの事業を恒久規定として農協事業に加えることには反対するものであります。

第三は、農業は農業協同組合連合会等の会員議決権及び選挙権の数の特例についてであります。

政府案は農協連合会、中央会の会員に対し二個以上の議決権、選挙権を与えることができることとするものであります。

連合会等が組合員から遊離し、官僚化の傾向があらわれていると批判の出ている現状にかんがみ、組合民主主義のたてまえからも一会員一票制

は厳正に守るべきであり、便宜主義的改正には反対するものであります。

第四は、総代制度の整備についてであります。政府案は、総代会の権限を強化し、従来できなかった役員選挙または選任、及び定款の変更の議決を総代会でできることとしております。

組合員の意思による組合運営が基本であり、その意思決定機関は総会であります。組合の役員選挙という重要事項は総会で選挙を行なうことは当然のことです。組合員と役員との離隔することを防止し、組合の健全な発展のためにも総代会で役員選挙または選任することには反対せざるを得ません。定款の変更も単に総代会で議決するだけでなく、組合の解散、合併の場合と同様、総組合員投票の三分の二以上の多数の賛成を得る方法をとる慎重を期すべきであります。

最後に、今回の農地法、農協法改正の主要なねらいは農地の流動化を促進し、農業の経営規模を拡大することにあります。しかし農地の流動化は単に農地法の改正で解決するような簡単な問題ではないことは申し上げるまでもありません。農地の流動化の阻害要因は政府の説明のほかに兼業零細農の転職先の劣悪な労働条件、雇用の不安定、社会保障制度のおくれ、農村地帯の生活環境の不備、地価の高騰による財産保持的傾向の高まりなど農業内外の悪条件が複雑に山積しているものであります。

これらの農地流動化の阻害要因の排除は、単に農政問題のワケ内で解決できるものではありません。政府関係機関の意思の統一によって積極的な努力によって初めて可能であると考えます。政府の従来の対策は抽象論に終始し、実績があがっていないのが実情であり、政府の重大なる反省をうながし、達田君提出の修正案に賛成し、政府提出の同案に反対するものであります。

○亀井善彰君 私は自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となっております、農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案につき、政府原案に賛成をする

反面、日本社会党提案の修正案に対し反対の討論を申し上げます。

まず農地法の一部を改正する法律案について申し上げます。

申し上げるまでもなく、現行農地法は農地改革の成果を維持するため制定されたものでありまして、戦後の農地改革がその後のわが国農業の発展にきわめて大きい貢献を果たしたことは、何人もひとしく認めるべきであります。

しかしながら、昭和三十一年代に入ってから今日まで持続し、今後もこの傾向が続くと考えられるわが国経済の旺盛な高度成長により、農業をめぐる諸条件は、われわれがいまだかつて一度も経験したことのない変動を遂げつつあるのであります。

これを本法案に即して申し上げますと、農地改革によって創設された零細農耕制に立脚する自作農、これは、農地改革後の一定期間は、当時の農業情勢にきわめて適合した現実的な存在形態でありました。しかし、その後のわが国経済の高度成長により、このような零細自作農では、他産業に伍して発展を期することが次第に困難な情勢が強まってきたのであります。

農業基本法が制定され、いわゆる基本法農政が展開されるようになりましたのも、このような情勢変化にできるだけ合理的に対応するためであったわけでありまして、現行農地法は、この、次第に矛盾を内包するようになった零細自作農を維持する方向で制度が仕組まれており、また、農地移動の硬直性を助長する傾向が次第に強まってきたのであります。

たとえば、上層農は、三ヘクタールという上限面積及び雇用労働力制限以上の規模拡大を目ざすようになつております。また、最近の全国給都市化といわれるほど急テンポの都市化傾向等により、地価上昇が著しく、特に都府県においては、土地を手放したくない傾向がきわめて強く、しかも農地制度がきびしいため、小作に出すことも消極的である状況であります。このため、農業の

土地生産性や労働生産性は、経営規模の大きい階層のほうが零細層よりかなり高いのに、生活水準は専業農家より第二種兼業農家のほうが高いといったさか立ちした状況に置かれ、農地が必ずしも効率的に利用されているとはいえない状況であります。

また、米をはじめ多くの農産物は過剰傾向にあるわけですが、このような中で、国民の必要とする食料を安定的に供給し、農業者の所得水準を他に均衡させるには、どうしても農業経営の規模を拡大しなければなりませんし、規模拡大をはかるためには、農地移動の硬直性を緩和する措置が、今後の農政の大前提となるのであります。

言うまでもなく、農地移動の硬直性の要因は、農地制度だけにあるわけではありません。この点は、政府も答弁しているとおりでありますし、すでに多くの人が指摘しているように、農地を需要する上層農、農地を放出する下層農の両方にいろいろの問題があることは、皆さまの御了承のとおりであります。しかしながら、硬直的な農地制度をそのままにして、他のいかなる政策も十分な成果をあげることができないことも、指摘しなければならぬ問題であると考えます。

要するに、農地改革によって創設された零細自作農は、経済の高度成長とともに、次第にその矛盾を深くしつつあり、現行農地法は、矛盾を深めつつある零細自作農を維持するため制定されたところに今日改正を要する必要が生じたと存するのであります。

今回の農地法改正法案は、昭和二十七年の本法制定以来初めての本格的改正であり、この意味では、画期的な改正であります。その改正の内容は、なほまだ多岐にわたっておりますが、最も中心的なものは、第一に、農地保有面積を拡大することであり、第二に、地主、小作人の双方が対等な立場で契約し、両者の均衡のとれた権利の保護を目的とする賃貸制度を確立して、農地の流動化を促進することであり、第三に、このために必要となる統制小作料の制度を廃止して、標準小作料の

制度を設けることでもあります。

本改正案がこのような内容を持つておりますため、いろいろな論議を呼んでおります。しかし、このように、賃貸借の規制を緩和いたしましたも、戦前と違って、土地の提供者は主として脱農を志向している零細層であり、借り手は自立経営ないしは専業化を志向している上層農が主体であります。また、この改正により、流動化が現在より促進され、やみ小作も合法化の方向に向かうと考えられますし、他に雇用の機会も多いのでありますから、戦前のような高率小作料、寄生地主制が発生する条件は、今日ではすでになくなつております。また、正常な農業経営にとって経営の圧迫とならない小作料水準が形成される条件は、この改正によりはば整い、今後一そう成熟していくと考えるのであります。

私も、いままでの、零細自作農、零細農耕制を温存することとなる自作農主義のみに固執しては、天下の大勢におくれ、むしろ日本農業の停滞を来すおそれがあると考えるのであります。このような観点から、政府原案に賛成をし、社会党御提案の修正案には遺憾ながら反対するものであります。

もとより、零細自作農、零細農耕制を克服する立場からの自作農主義は、今後も農地制度の根本理念でなければなりません。したがって、本法の改正に併行して、土地取得資金融通制度の拡充強化につとめ、農地保有合理化促進事業の円滑な運用を期し、あわせて農地制度以外の農地流動化の阻害要因を排除する施策を強力に進めることを、政府に強く要請するものであります。

次に、農業協同組合法の改正案に対してでございます。この案につきまして若干の討論を行ないます。

わが国の農業協同組合は、戦後の新しい法律のもとに昭和二十二年発足して以来、農業生産力の増進と農民の地位の向上をはかるため、農民の協同組織として重大なる役割りと使命を果たし、農業の歩みとともに発展してきたのであります。し

かし、政府の説明にも明らかのように、近年、農業及び農協を取り巻く諸条件は著しい変化をたどり、現在、総合農政の展開に見られるとおり、米の過剰対策、農業構造改善等による高生産性農業をいかに確立するか、農民の生活向上をいかに進めるか等々、諸般の課題をかかえるに至つておるのであります。

農業協同組合自体についても、組織基盤であり、また地域社会の変化、大規模農協の出現等により、組織、事業等の制度面、あるいは管理運営面で解決すべき問題が多いのはこれまで事実であります。このような事態に対応して政府案は提出されたのでありますが、現在の農協問題に対処するには、客観的に見て、きわめて現実的な取り組み方であり、適切な改正案と判断するものであります。

そこで、これを、内容に照れてみますと、第一に、いえることは、集約的生産組織に關連して、農業経営面の事業として付加された、農協による農業経営の受託制度は、兼業農家の増大、労働力不足のもとで、新しい農業経営の受け持ち方として制度化され、きわめて有効な、そして農協本来の事業面での役割り、活用方式として、評価に値するものであります。なおまた、就業事情の変化等の観点から農事組合法人制度の要件の緩和を見ますと、その円滑な運営が期待されるのであります。

第二は、新しい農協事業の拡充措置であります。まず、農地法改正とも関連して取り上げられた農地保有合理化事業がありますが、これは組合員の農業経営規模拡大を誘導するため、必要な農地流動化をはかるものであります。今日ももっとも要請される施策であります。さらにまた、転用相当農地等に関する農協事業につきましては、農住都市構想を推進し、土地の農業的利用と都市的利用の調和に取り組むため、増大しつつある都市農協等の地域性を踏まえた場合、その実態に対応した公益性のある事業といえるのであります。

第三は、本改正案は農協の管理運営面に資する措置が含まれております。この点につきましては、農協の合併後の事情に

基つき運営に困難を生じている実態等に対処したものでありますが、それは総代会の権限の拡大、総代の定数の是正等による効率的運営に資する点が意義が大きいと存じます。また農協連合会等の一会員一票制の特例措置がありますが、この改正は国際的にも認められる範囲の特例であるのでありまして、協同組合原則にも反せず、組合間の規模の差を反映した、実質的に平等の権利を認めようとするものであるとみてかまいません。

このほか、信用事業に関する整備等が行なわれているのでありまして、いずれも今後の農協運営と組合員の実情に沿った妥当な改正内容と考えられるのであります。もちろん農協のあり方をめぐって今後検討課題とすべき事項は残されていることは言うまでもないところでありますが、将来の改善に待つことといたしたいのであります。

以上政府案に賛成の意見を述べ、修正案に反対の討論といたすのであります。

○河田賢治君 私、日本共産党を代表して、ただいま提案された政府の農地法、農協法改正案に対し、反対の討論を行なうのであります。

現行農地法は、言うまでもなく、戦後の農地改革の成果を基礎にして、日本農業を耕作するものが、土地を所有するという、自作農主義の原則に立つた農民的土地所有制、耕作権の保護等を定めた農業上の憲法とも言ふべきものであります。したがって、その改正は日本農業と農民の将来に重大な影響をもたらすものであります。今回、農地の所有、耕作形態に重要な変化を与える改正案提出の背景とそのねらいについて、われわれは次の点を指摘するものであります。

今回の農地法改正案提出の背景は、独占資本中心に産業界が高度経済成長政策のもとに、農村から大量の労働力、土地、水資源を収奪してきたが七〇年代における政府、財界による独占資本のための新たな産業と国土の独占的再編成を目ざす新全国総合開発計画の実現を目ざして、さらに一その農村からの土地、労働力を大量に確保することにあります。すでに新都市計画法の実施、水利権

の農民からの取り上げ、また税制面からの土地放棄の強要などによって、土地収奪を強めつつあるものであります。また、産業界の強い要求を背景に、日米共同声明の経済協力、これに基づいて貿易の自由化、資本の自由化、残存農産物の輸入制限の撤廃をはかり、日本の農業を国際競争のもとにさらし、食糧制度のなしくずし、農産物価格保障制度の後退等を推し進めながら、農民の中の一部上層農家を選別的に育成し、大量の農民の切り捨て、離農、脱農化をはかることを要求しており、食糧法、農地法の廃止すら公然と今日主張するに至っております。現行農地法の一部改正は、政府、独占資本のこのような農政の長期見通しにおける第一歩というべきであります。

次に、農地法改正案の内容について検討してみたいと思います。

第一の、農地法第一条の目的に、「農地の効率的利用」を挿入するとともに、農地所有の上限撤廃、下限の引き上げ、その他によって零細農の農地取得制限と、富農、上層農民への選別的な農地集中による規模拡大をはかっている点であります。これらは現行農地法の農民的土地所有制、自作農主義を根本的に大きく後退させ、同時に農地の流動化、規模拡大を阻害する最大の原因が零細な兼業農民の土地執着に求め、これを敵視し、この立場から零細農の離農促進を強引に推し進めようとするものであります。今日の兼業農民がしばしば生命を失う危険な出稼に出たり、劣悪な労働条件と低賃金で不安定で、他産業にも従事したり、農民の要求である老後保障要求にさえ、欺瞞的な離農年金しか提示しない政策のもとで、しかも民間資本の土地投機、無秩序な土地買占めが主要な原因となつて地価騰貴が有効に規制されていない状態では、農地の資産的保有傾向を、政府みずから助長しているものといわねばなりません。一方、この傾向を助長しながら、零細農民の土地所有を敵視し、改正案と農業政策によって、離農政策を推進することは、反農民的な改正案だといわざるを得ません。

第二に、農業生産法人の要件の大幅緩和をはかり、借り入れ地制限、常時従事者の議決権要件、雇用労働力の制限、出資配当制限の撤廃をうたつて点であります。もともと農業生産法人は労働、経営の分離による企業の農業の性格を持ち、そのため現行法はきびしい要件を設けて自作農主義からの大きな逸脱を規制したのであります。しかし現実には、田農業外の資本による擬装法人の設立を生み、土地の買い占め、富農的経営、さらには不動産業者による土地開発と投機に悪用されてきたものも少なくありません。したがって今回の生産法人緩和が農地の権利移動制限の緩和とあわせ、資本家的農業企業管理者と低賃金の労働者への分化と、富農に見られるように、大資本、外国資本を含めて、擬装法人の拡大に拍車をかけるきわめて危険な内容を内包するものであります。

第三に、貸借借約制限緩和、小作料統制撤廃、小作地所有制限緩和についてであります。借地法形態による規模拡大を目ざすこれらの統制緩和は、現行法二十条の耕作権保護を骨抜きにし、実質的に地主の一方的解約を許し、借地農の経営不安定性をそこない、土地改良、経営改善への投資を手控えさせるなど、そういう結果を招くものであります。

また残存小作農に対しては、小作料の大幅引き上げとあわせて、その生活権を脅かすものであります。

第四に、草地利用権の設定についてであります。未墾地買収完了後制度を国が活用し、国費で農用地を造成し、土地を求める中小農民に安く売り渡すことを、わが党は一貫して要求してきたのであります。今日ではこれがサボタージュされてきたのですが、今回の農地利用権の設定が真に中小農民の利益にこたえるものとなり得ず、逆に入り会い権を奪われ、富農的農民を育成の手段となる危険性を指摘しておきたいと思ひます。

われわれは、今日の内外情勢のもとで自作農主義の原則を貫き、未墾地その他の開墾拓地の大規模な農地の国費による造成、農地その他有効土地の保全と投機的な土地取得の禁止、農業基盤の整備、そして農業の機械化と科学技術の採用、こうした基盤を今日可能にするような施策を土地の問題についても行なうべきであると考えます。

以上が農地法一部改正案に対して反対の論拠であります。

次に、農協法の一部改正案についてであります。三十六年以降推し進められた農協合併と大型化の推進、都市農協の進展の中で次第にゆがめられてきた農協運営は、今日金融事業への傾斜を深め、共済部門における保険会社化、さらには専断的立場を利用した販売・購買事業での官利主義的な運営は目に余るものがあり、農民の間に強い不満と不信を引き起こしているものであります。

一方、こうした官利主義的農協運営のもとで働く農協労働者もまた驚くべき劣悪な賃金、労働条件のもとに置かれ、農民のための官農指導、生活改善等、真に農民に奉仕する業務の削減で農民からも保険外交員、セールスマンとして敬遠されるなど、農協労働者としての自覚と誇りを持ち得ない状態に追い込まれているのであります。

しかも、政府の反農民的な総合農政構想への追随、米の生産調整に対する農民の批判を無視して協力の道を歩む農協中央の姿勢を批判し、真の協同組合主義原則への農協の復帰を目ざす農協労働者の戦いあるいは運動に対しては、その民主的な権利を不当に抑え、農協短大の廃止を強行するなど、とみにその反動性を強めているのが今日の事態であります。

本改正案は、このような農協の現状のもとで第一に員外利用の拡大をはかり、新たに転用相当農地の取得、売り渡しの権限を与えようとしているのであります。

都市近郊農協の中には、すでに農協としての存立基盤を揺りくずされ、金融機関化してしまつた農協が数多く存在する現在、これらの改正はその傾向を一そう助長するのみか新たに農協の宅地業者化、不動産業者化への道へ引きずり込むこと

明白であります。

第二に、総代会に組合解散、合併、役員選任などの権限を与え、大型農協における総会制を事実上廃止の方向に追い込み、同時に一會員一票制の原則を放棄している点であります。総代会制については現状では総代の民主的選出の保障はないばかりか、組合員に対する議案の事前討議も保障されない状況のもとでは運営の非民主化、形骸化を助長し、組合員の意思の反映が一そう困難にならざるを得ないのであります。その上現在でも実質的発言力の強い大型農協に二個以上の議決権、投票権が与えられるならば農協運営は上から下までその非民主的な体質を強めることになり、中小農民の利益に重大な打撃を与えるおそれがあるため強いと言わざるを得ません。

第三に、農協の経営受託を認める改正案は今日の農協の経営管理能力から見て実効性のきわめて薄いものであるとともに、農民相互の自主的な協業化の動きを抑える役割をも果たすと考えられ、多くの問題を含んでいることは質疑を通じて明らかにされたとおりであります。

以上、農協法改正が農地法改正と相補完して全体として政府・自民党の総合農政構想へ農民を引き込み、これを推進する下請機関化の方向を、一そう強める役割を果たすものであることを最後に指摘して、両法案の改正に強く反対すること並びに社会党提案の農地法、協同組合法の修正案に対しては棄権することを表明して討論を終わります。

○委員長(園田清充君) 他に御意見もないようでございます。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案について順次採決いたします。

最初に、農地法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、達田龍彦君提出の本案に対する修正案を

問題に供します。達田龍彦君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(園田清充君) 少数と認めます。よって、達田龍彦君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(園田清充君) 多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、達田龍彦君提出の本案に対する修正案を問題に供します。達田龍彦君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(園田清充君) 少数と認めます。よって、達田龍彦君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(園田清充君) 多数と認めま教。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

藤原房雄君から発言を求められておりますのでこれを許します。藤原房雄君

○藤原房雄君 私はいまだ可決されました農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、公明党及び民社党の三党共同のそれぞれの附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農地法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたっては、自作農主義を基本理念として農地の流動化と効率的利用を図るため、必要な関連施策を積極的に推進するとともに、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

一、小作地については、耕作者の地位が損われず、小作料水準が農業経営を不当に圧迫しないよう、賃貸借の規制、紛争の調停等について十分な指導体制を確立すること。また許可を受けない小作関係の発生を防止し、現に行なわれているものは是正措置を講ずること。

二、投機的な転用期待の農地取得や無秩序な農地の潰廃を防止する等、許可処分等の適正な運用を期するとともに、農業委員会等の組織内容の整備と指導の徹底を図ること。

なお、農業に精進する見込のある者については、下限面積制限の弾力的な運用を配慮すること。

三、農業協同組合の行なう農業経営の受託事業については、明確な指導方針のもとに地域の実情に即した適正な運用を図ること。

四、農地等取得資金制度について融資枠の増大、貸付限度の引上げ、貸付条件の緩和等その拡充強化に努めるとともに、非営利法人が行なう農地保有合理化促進事業について本来の目的に沿った適正な事業運営を確保するための措置と円滑な事業推進に資するための財政上税制上の措置を講ずるよう特段の配慮を払うこと。

五、草地利用権制度を積極的に活用して畜産振興に資するよう、その趣旨の普及と体制の確立に努めること。

六、農用地の集団化、圃場整備、農道等農業生産基盤の整備を農業の動向に即して強力に推進するとともに、小作関係が事業遂行上の障害とならないよう遺憾なく措置すること。

七、総合的な地価対策の確立、農外雇用条件の改善、社会保障制度の充実等につきその推進を図ること。

右決議する。

次に、

農業協同組合法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議(案)

農業協同組合の役割の重要性にかんがみ、その事業活動を一層充実し、組合の健全な管理運営が確保されるよう、政府は、左記事項につき十分配慮し、本法の施行と適正な指導にあたるべきである。

一、総代会制の設置にあたっては、全組合員員の意志が十分反映される体制のもとに運営が行なわれるよう指導すること。

二、農業協同組合連合会等の一會員一票制の特例については、協同組合原則の趣旨を妨げないよう、その施行にあたること。

三、農業協同組合が転用相当農地等に関する事業を行なうにあたっては、本法および関係法令の趣旨に反することなく、地域の実情に即して、事業が適正に実施されるよう措置すること。

なお都市農協の実情を十分調査検討し、その性格、今後のあり方を明確にすること。

四、系統農協の事業運営については、農業生産面に重点をおき、単協機能の向上を基本とするとともに、系統各段階における経済事業等の改善、合理化を進めるため、その指導監督を強化すること。

五、最近の不正事件発生の実情にかんがみ、組合の業務上における責任体制を明らかにし、事業組織および指導体制の整備に努力するとともに、中央会監査機能および行政検査体制の拡充に努め、とくに予算措置について特段の措置を講ずること。

六、今後の農業協同組合の合併についても、財政および税制上特別の措置を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(園田清充君) おはかりいたします。

藤原房雄君提出の両決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(國田清充君) 多数と認めます。よって、藤原房雄君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして善処いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(國田清充君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(國田清充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十分散会

【参照】

農地法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案
農地法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第五節 国からの売渡(第三十六条、第四十三条)」を「第五節 国からの売渡(第三十六条第一項、第四十三条)」に、「を介(第四十三条の二、第四十三条の六)」を削る。

第一条の改正規定を削る。

第二条第七項の改正規定中「同項第二号及び第三号を次のように改め、同項第四号から第六号までを削る」を「同項第二号、第四号及び第五号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の二号を加える」に改める。

第三条第一項の改正規定中「使用貸借による権利若しくは賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合(政令で定める場合を除く。以下「を削る」を削る。第三号第二項の改正規定中「第四号、第五号及び第八号」を「第三号、第四号の二、第五号及び第八号」に改め、同項第三号及び第四号の改正規定中「同項第三号及び第四号」を「同項第四号」に改め、第四号を第四号の二とし、第三号を第四号とする。

第六号の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第七号第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる小作地については同号の耕作の事業を廃止した時の所有者又は当該小作地の所有権をその廃止の時の所有者から一般承継により取得したその者の配偶者の住所が当該小作地のある市町村の区域内になつた日から十年を経過する日までの間、第八号又は第十号に掲げる小作地についてはその所有者若しくはその世帯員が耕作の用に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した日又はその所有者若しくは当該小作地の所有権を当該所有者から一般承継により取得したその者の配偶者の住所が当該小作地のある市町村の区域内になつた日から十年を経過する日までの間、十年を経過する日までの間に限るものとする。

第七号第一項各号列記以外の部分の改正規定中「各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「を削り、同項第六号の改正規定中「同項」を削り、同項第一号を同項第二号とし同号の前に一号を加える改正規定中「承継した一般承継人(省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会

の承認を受けたものに限る。」を「一般承継により取得したその者の配偶者」に改める。

第七号第一項第八号の次に二号を加える改正規定中「当該事業に供している小作地」の下に「又はその小作地の所有権を当該所有者から一般承継により取得したその者の配偶者がその承継後引き続き所有している小作地」を加える。

第七号第三項の改正規定中「改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「一般承継人であるもの」を「一般承継人であるその者の配偶者」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「一般承継人である場合」を「配偶者である場合」に改め」に改める。

第二十号第一項の改正規定を次のように改める。

第二十号第一項中「申入」を「申入れ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に「行なわれる場合及び」を「行なわれる場合、」に改め、「場合を除く。」の下に「及び第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権に係る賃借の解除が第七十五条の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合」を加える。

第二十号第二項の改正規定中「加え、」を「加える。」に改め、同条第七項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同条第五項の次に一項を加える改正規定を削る。

第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二十一条に次の一項を加える。

4 第一項の基準は、通常の農業経営が行なわれる場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌して、都道府県の区域ごとに定めるものとする。

第二十二條の改正規定、第二十三條第一項の改正規定、第二十三條を第二十二條とし同條の次に一條を加える改正規定、第二十四條の改正規定及び第二十四條の次に二條を加える改正規定を削る。

第二章に一節を加える改正規定を削る。
第八十五條第四項の改正規定中「加え、」を加える。」に改め、同条第七項の改正規定を削る。

別表

第九十條第一項の改正規定を削る。
第九十二條の改正規定を削る。
第九十三條の改正規定中「同条第一号中「第四十九條」を「第二十二條又は第四十九條」に改め、」を削る。
別表の改正規定中別表を次のように改める。

都道府県名	第三号第二項第三号の面積	第六号第一項第二号の小作地の面積
北海道	ヘクタール 二四・〇	ヘクタール 四・〇
青森	九・〇	一・五
岩手	六・八	一・一
宮城	七・八	一・四
秋田	八・六	一・四
山形	八・〇	一・三
福島	六・八	一・一
茨城	七・四	一・一
栃木	七・八	一・二
群馬	五・四	〇・九
埼玉	五・四	〇・九
千葉	七・二	一・一
東京	四・四	〇・七
神奈川	四・〇	〇・七
新潟	六・〇	一・〇
富山	六・〇	一・〇
石川	五・四	〇・八
福井	五・四	〇・九
山梨	四・二	〇・七
長野	五・二	〇・八

岐阜	四・〇	〇・六
静岡	四・六	〇・七
愛知	四・四	〇・七
三重	四・四	〇・七
滋賀	四・八	〇・七
京都	四・〇	〇・六
大阪	三・八	〇・六
兵庫	三・六	〇・六
奈良	三・六	〇・六
和歌山	三・八	〇・六
鳥取	四・六	〇・八
島根	四・四	〇・七
岡山	四・〇	〇・七
広島	三・二	〇・五
山口	四・四	〇・七
徳島	四・二	〇・六
香川	四・〇	〇・六
愛媛	四・四	〇・七
高知	三・八	〇・七
福岡	五・〇	〇・八
佐賀	六・〇	〇・九
長崎	四・二	〇・七
熊本	六・二	一・〇
大分	四・二	〇・六
宮崎	五・四	〇・九
鹿児島	四・〇	〇・七

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項中

「並びに」を「及び」に、「附則第七項」を「前項」に改め、「及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するもの」を削り、同項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項から附則第十七項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の施行の際現に農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者が、新法第三条第二号に掲げる権利を取得しようとする場合において、旧法第三条第二項第五号に該当しないときは、新法第三条第二項第五号に該当するときであつても、同号に該当しないものとみなす。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業協同組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条第五項の改正規定中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に、「第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、「同項第八号」を「同項第八号又は第五項」に削る。

第十条第三項の次に一項を加える改正規定を削る。

第十条の六第一項及び第十条の七から第十条の十一までの改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十条の五の次に次の一条を加える。

第十条の五の二 農業協同組合が、第十条第二項の事業を行なうときは、委託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。前項の委託規程には、事業の実施方法及び委託契約に関して省令で定める事項を記載しなければならない。

委託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。その効力を生じない。

第十六条第一項の次に一項を加える改正規定及

び第三十条第五項の改正規定を削る。
第三十九条第一項の改正規定の前に次の三改正規定を加える。

第二十八條第一項第十号中「又は選任」を削る。

第三十条第九項を削る。

第三十一条の二第二項及び第三十八條第一項中「共済規程」の下に、「委託規程」を加える。

第三十九条第一項の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第四十条第二項中「共済規程」の下に、「委託規程」を加える。

第四十一条の二第二項中「選挙し、又は選任する」を「選挙する」に、「選挙し、又は選任させる」を「選挙させる」に改める。

第四十四条の改正規定を次のように改める。

第四十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「共済規程」の下に、「委託規程」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「貸借対照表」の下に、「損益計算書」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第四十八條第六項の改正規定中「第十六条第二項、」を「第十六条第二項後段、第四項及び第五項、第四十八條の三第一項、」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「第十六条第十六條第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」とを「第十六条第二項前段中「書面又は代理人を以て」とあるのは「書面を以て」とに改め、「に改め、同条第七項の改正規定中「役員」の選挙又は選任及び」を「の選挙又は選任」に改める。

第四十八條の次に一條を加える改正規定中「次の一条」を「次の二条」に、「組合の解散」を

「組合の定款の変更、解散」に改め、「第二項並びに」を削り、同改正規定に次のように加える。
第四十八條の三 組合が定款の変更をしようとするときは、総会において定款の変更を議決するか、又は総代会において定款の変更を議決し、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する前条第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければならない。

定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

前項の認可については、第五十九条第二項、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

第五十八條第六項及び第七項の改正規定を削る。

第七十三條の十四の改正規定を削る。

第七十三條の二十二第七項の改正規定を削る。

第七十三條の二十三第三項の改正規定を削る。

第七十三條の二十五第三項の改正規定中「第十六条第二項乃至第五項」を「第十六条第三項から第六項まで」に、「第十六条第二項後段」を「第十六条第三項後段」に改め、「を削り、「加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。」を加える。」に改める。

第七十三條の二十五第三項の改正規定の次に次の三改正規定を加える。

第九十三條並びに第九十四條第一項及び第二項中「共済規程」の下に、「委託規程」を加える。

第九十四條の二第二項中「第二号又は第八号」を「第二号若しくは第八号又は同条第二項」に、「共済規程」の下に、「委託規程」を加える。

第九十五條第一項中「共済規程」の下に、「委託規程」を加え、同条第三項中「共済規程」の下に、「委託規程」を、「第十条の二第二項」の下に、「第十条の五の二第二項」を加える。

第一百一条の改正規定を次のように改める。

第一百一条第十二号中「第六十四條第四項」を「第六十四條第五項」に改め、同条第二号の二を同条第二号の三とし、同条第二号の次に次の一号

を加える。

二の二 第十条の五の二第一項の規定に違反したとき。

附則第三項中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

昭和四十五年五月二十九日印刷

昭和四十五年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局